

消費者庁 消費者政策課 寄附勧誘対策室 御中

不当寄附勧誘防止法等に関する裁判例等の調査・整理・ 分析事業報告書

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

2025年3月14日

MORI HAMADA

1. 調査の目的対象

(1) 目的

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）が令和4年12月に成立したところ、同法が寄附及びその勧誘に対する司法判断又は私人間の紛争解決に与えた影響は必ずしも明らかではない。そこで、本事業は不当寄附勧誘防止法の規定について適用のあった裁判例、民事調停、ADR（以下「裁判例等」という。）のほか、寄附及びその勧誘に関しての裁判例等について調査し、寄附及びその勧誘についての司法判断等を整理することで、不当寄附勧誘防止法に関する論点を明らかにすることを目的とする（以下「本件目的」という。）。

(2) 対象

WESTLAW JAPAN、TKC ローライブラリー、第一法規法情報総合データベース、判例秘書、裁判所ウェブサイトにおけるデータベースを主として、補足的にジュリスト、判例タイムズ等の判例評釈、消費者法ニュース、日経テレコン、日経バリューサーチのデータベースも参照し、本件目的に関連する裁判例を対象とする。

調査対象の期間は過去20年（平成16年3月31日～令和6年12月31日）までとする。

2. 調査方法

(1) 裁判例データベースを利用した裁判例

WESTLAW JAPAN、TKC ローライブラリー、第一法規法情報データベース (D1-Law)、判例秘書の 4 つの裁判例データベースを用いて、裁判例の検索を実施した。当該検索の際のキーワード及びデータベースごとのヒット件数は、以下の表記載のとおりである。各データベースにおける検索ヒット裁判例の重複を除外したのち、すべての裁判例について、以下の①～⑦の観点から関連性を確認した。

- ① 不当寄附勧誘防止法の規定が直接争われた裁判例等
- ② 寄附に関し民法又は消費者契約法による無効又は取消しが争われ、不当寄附勧誘防止法の趣旨、立法目的又は立法経緯を斟酌し判断した裁判例等
- ③ 寄附の勧誘に関する不法行為責任が争われ、不当寄附勧誘防止法の趣旨、立法目的又は立法経緯を斟酌し判断した裁判例等（例：最判令和 6 年 7 月 11 日（令和 4 年（受） 2281 号））
- ④ 寄附の勧誘行為に関しその違法性が争われ、専ら寄附の勧誘行為の態様についていかなるものが正当又は不当であるか判断が示された裁判例等（不当寄附勧誘防止法を判断基準に含むものに限らない）
- ⑤ 契約の有効性や賠償責任等が争われたものにおいて、主たる要素ではなくとも寄附・献金等が当該紛争の事情の一つの要素として判断基準とされた裁判例等
- ⑥ 扶養義務等に係る定期金債権について、配偶者や子が債権者代位権（民法第 423 条）を行使した裁判例等
- ⑦ 寄附の勧誘に関する不法行為責任が争われ、寄附の勧誘に当たって使用者責任（民法第 715 条）等の組織性の有無について判断した裁判例等

参考 不当寄附勧誘防止法について言及はあるものの同法が判断の考慮要素としては用いられていない裁判例等

キーワード	検索日時	裁判例数
不当寄附勧誘防止法 or 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律	2024/10/11	・ Westlaw Japan : 2 件

		<ul style="list-style-type: none"> ・判例秘書：2件 ・D1-Law：2件 ・TKC：2件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and 勧誘 and 違法	2024/10/28	<ul style="list-style-type: none"> ・Westlaw Japan：260件 ・判例秘書：224件 ・D1-Law：227件 ・TKC：268件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and (契約 or 合意 or 遺言 or 遺贈) and (有効 or 無効) ※民事裁判例のみを対象 ※事件名：損害賠償 or 返還／事件名検索が利用できることができないデータベース においては「and (損害賠償事件 or 返還事件)」を追加	2024/10/28	<ul style="list-style-type: none"> ・Westlaw Japan：458件 ・判例秘書：285件 ・D1-Law：267件 ・TKC：278件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and (契約 or 合意 or 遺言 or 遺贈) and (有効 or 無効) ※刑事裁判例のみを対象	2024/10/11	<ul style="list-style-type: none"> ・Westlaw Japan：31件 ・判例秘書：62件 ・D1-Law：48件 ・TKC：55件
定期金 and (代位 or 423条)	2024/10/11	<ul style="list-style-type: none"> ・Westlaw Japan：11件 ・判例秘書：14件 ・D1-Law：13件 ・TKC：13件
扶養 and (代位 or 423条)	2024/10/18	<ul style="list-style-type: none"> ・Westlaw Japan：122件 ・判例秘書：127件

		<ul style="list-style-type: none"> • D1-Law : 117 件 • TKC : 116 件
定期給付 and (代位 or 423 条)	2024/10/11	<ul style="list-style-type: none"> • Westlaw Japan : 4 件 • 判例秘書 : 4 件 • D1-Law : 3 件 • TKC : 3 件
継続的給付 and (代位 or 423 条)	2024/10/11	<ul style="list-style-type: none"> • Westlaw Japan : 2 件 • 判例秘書 : 10 件 • D1-Law : 5 件 • TKC : 6 件
(寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進) and 不法行為 and (使用者責任 or 事業の執行 or 715 条)	2024/11/1	<ul style="list-style-type: none"> • Westlaw Japan : 206 件 • 判例秘書 : 191 件 • D1-Law : 212 件 • TKC : 254 件

(2) Google 検索を利用した民事調停、ADR 調査

以下の検索クエリを用いて、令和 6 年 12 月 5 日～17 日に、Google 検索による公表事例調査を実施し、検索結果上位 10 個のウェブサイトのファーストページを確認し、民事調停、ADR に関する記述の調査を実施した。

① 検索クエリ

[キーワード] and ADR

[キーワード] and 民事調停

[キーワード] and 仲裁

② 対象[キーワード]一覧

裁判例で出てきた宗教法人等の固有名詞、合計 54 個。

(3) 消費者法ニュースを利用した公表情報調査

一般社団法人消費者法ニュース発行会議が提供する「判例和解速報」について、令和 6 年 12 月 4 日に、次のキーワードで検索し、平成 16 年 3 月 31 日以降の該当する事例を調査した。上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例として、東京高判平成 20 年 9 月 10 日 (No.43-1) を確認した。

キーワード：寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進

(4) 国民生活センター紛争解決委員会が公表する重要消費者紛争解決手続の公表情報調査

国民生活センターが定期的に公表する「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について」を平成 26 年度第 1 回から令和 6 年度第 2 回までを対象として、次のキーワードで検索し、該当する事例を調査したが、上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例は見当たらなかった。

キーワード：寄附 or 寄付 or 献金 or 義援金 or 募金 or お布施 or 寄贈 or 寄進

(5) 日経バリュースearchを利用した調査

株式会社日本経済新聞社が提供する「日経バリュースearch」を用いて、令和 6 年 12 月 10 日に、次のキーワード及び検索対象で検索

し、平成16年3月31日以降の該当する事例を調査したが、民事調停やADRに関し、上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例は見当たらなかった。

キーワード：([裁判例で出てきた宗教法人等の固有名詞]) and (ADR or 民事調停 or 仲裁)

検索対象：

日本経済新聞朝刊、日本経済新聞夕刊、日本経済新聞電子版、日経産業新聞、日経MJ（流通新聞）、日経地方経済面、日経ヴェリタス、日経プラスワン、日経速報ニュース、日経ニュースアーカイブ、プレスリリース、日経Bizトレンド、NIKKEI Mobility、NIKKEI GX、NIKKEI FT the World

(6) 日経テレコンを利用した調査

株式会社日本経済新聞社が提供する「日経テレコン」を用いて、令和6年12月20日に、次のキーワード及び検索対象で検索し、平成16年3月31日以降の該当する事例を調査したが、民事調停やADRに関し、上記(1)記載の①～⑦の点が問題となる事例は見当たらなかった。

キーワード：

([裁判例で出てきた宗教法人等の固有名詞]) and (ADR or 民事調停 or 仲裁)

検索対象：

日本経済新聞朝刊、日本経済新聞夕刊、日経産業新聞、日経MJ（流通新聞）、日本経済新聞電子版、日本経済新聞電子版セクション、NIKKEI Financial、日経ヴェリタス、日経金融新聞、日経地方経済面、日経プラスワン、日経マガジン、日本経済新聞号外、日本経済新聞（明治から戦後）、NIKKEI Prime、NIKKEI Mobility、NIKKEI GX | Green Transformation、NIKKEI Tech Foresight、NIKKEI Digital Governance、NIKKEI FT the World、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、共同通信ニュース、時事通信ニュース、ロイター通信ニュース、NHK ニュース、北海道新聞、十勝毎日新聞、室蘭民報、東奥日報、デーリー東北、岩手日報、河北新報、石巻かほく、秋田魁新報、山形新聞、福島民報、福島民友新聞、茨城新聞、下野新聞、上毛新聞、埼玉新聞、千葉日報、東京新聞、神奈川新聞、新潟日報、北日本新聞、北國新聞・富山新聞、福井新聞、山梨日日新聞、信濃毎日新聞、岐阜新聞、静岡新聞、伊豆新聞、

中日新聞、伊勢新聞、京都新聞、大阪日日新聞、神戸新聞、奈良新聞、紀伊民報、日本海新聞、山陰中央新報、山陽新聞、中国新聞、山口新聞、徳島新聞、四国新聞、愛媛新聞、高知新聞、西日本新聞、佐賀新聞、長崎新聞、熊本日日新聞、大分合同新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス、化学工業日報、日刊工業新聞、FujiSankei Business i、中部経済新聞、日刊自動車新聞、鉄鋼新聞、日刊産業新聞、電子デバイス産業新聞、日刊電波新聞、クリアリーフ総研、金属産業新聞、コンクリート新聞、日刊木材新聞、日刊建設工業新聞、建設通信新聞、建通新聞、設工業新聞、北海道建設新聞、建設新聞、佐賀建設新聞、長崎建設新聞、鹿児島建設新聞、関西プロジェクト情報、日刊不動産経済通信、商業施設新聞、住宅新報、週刊住宅、住宅産業新聞、日本農業新聞、農業共済新聞、農村ニュース、農経新聞、日刊水産経済新聞、水産タイムス、みなと新聞、環境新聞、The Waste Management、水道産業新聞、電気新聞、ガスエネルギー新聞、原子力産業新聞、新エネルギー新聞、石油通信、プロパン・ブタンニュース、リム総研エネルギーニュース、石油化学新聞、ケムネット東京、塗料報知、ゴム報知新聞、Shoes Post ONLINE、交通新聞、観光経済新聞、旅行新聞、Daily Cargo 電子版、Aviation Wire、WING DAILY、輸送経済、東京交通新聞、日本海事新聞、日刊海事プレス、日本食糧新聞、食品産業新聞、食品新聞、日刊食品通信、食料醸界新聞、冷食タイムス、酪農乳業速報、日刊薬業、薬事日報、薬事ニュース、流通ジャーナル、日刊ドラッグストア、薬局新聞、病院新聞、日本歯科新聞、ニッポン消費者新聞、健康産業流通新聞、週刊粧業、粧業日報、週刊粧業・訪販ジャーナル、日用品化粧品新聞、H&BC マーケティングニュース、通販新聞、訪販ニュース、日本流通産業新聞、日本ネット経済新聞、日本事務機新聞、電経新聞、週刊BCN、日本情報産業新聞、セキュリティ産業新聞、文化通信速報版、映像新聞、日本証券新聞、株式新聞、日刊商品投資特報、ニッキン、保険毎日新聞、新日本保険新聞生保版・損保版、新日本保険新聞速報版、都政新報、会議所ニュース、東商新聞、納税通信、税理士新聞、税と経営、労働新聞、シルバー新報、織研新聞、繊維ニュース、科学新聞、日本教育新聞

3. 論点整理表

論点	整理
原告、被告及び関係者	<p>1 宗教団体</p> <p>(1) 原告：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信者（又は元信者。以下同じ）及びその承継人（No.1-1～1-3、4-1、4-2、5、9、10、11-1、11-2、12、14、17、19-1、19-2、18-1、18-2、22、26、23、24-1、24-2、25、27-1、27-2、28、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、35、36、38、41、42、43-1、43-2、44-1、44-2、45、46） ・信者の家族・親族（No.2、13、19-1、19-2、27-1、27-2、35） ・開運商法業者から僧侶を紹介された者（No.8） ・信者の友人（No.27-1、27-2） ・信者の息子の友人（No.29） ・人生相談会参加者（No.37） ・鑑定等の勧誘を受けた者（No.39） <p>(2) 被告：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教団体関連会社（No.45） ・宗教団体（No.1-1～1-3、2、4-1、4-2、8、10、14、16-1、16-2、18-1、18-2、19-1、19-2、22、23、24-1、24-2、25、27-1、27-2、28、29、30、31-1、31-2、32-1、32-2、34-1、35、36、37、38、39、40-2、41、42、44-1、44-2、43-1、45、46） ・宗教団体の代表者（No.8、16-1、16-2、26、36、37） ・信者・会員（No.1-1～1-3、2、5、9、10、11-1、11-2、12、14、19-1、19-2、29、33、35、37、38、40-2、42、

44-1、44-2、45、46)

- ・宗教団体の上部団体 (No.8、16-2、23、25、29)

※その他、原告が宗教団体、被告が地方自治体の裁判例も存在する (No.3)

2 高齢者・要介護者等を対象とする施設・団体

(1) 原告：

- ・障害者共同生活援助支援事業等の事業を行う特定非営利活動法人 (No.7-1、7-2)
- ・親のターミナルケアのために施設に金銭を寄附した者 (No.22)

(2) 被告：

- ・死因贈与者が預金を有していた信金 (No.7-1、7-2)
- ・介護・医療関連事業を営む株式会社 (No.22)

3 その他の団体

(1) 原告：

- ・会員 (No.6)
- ・美術品寄付者の相続人 (No.13)
- ・鑑定サービス利用者 (No.14)
- ・開運商法の利用者 (No.16-1、16-2)
- ・「セッション」を受けるサービス利用者 (No.15)

	<ul style="list-style-type: none"> ・動物保護団体への寄附者及び寄附を呼び掛けた者 (No.21) ・気功及び整体事業を目的とする株式会社との間で受講契約を締結した者 (No.26) <p>(2) 被告：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー等の企画・運営等を行う一般社団法人及びその代表者 (No.6) ・美術館の運営等を行う財団 (No.13) ・鑑定サービス提供会社及びその代表者 (No.14) ・「セッション」を勧誘する法人及びその代表者 (No.15) ・開運商法事業者及びその代表者 (No.16-2) ・ダイヤモンド販売事業者の代表者 (No.17) ・動物保護団体及びその代表者 (No.21) ・気功及び整体事業を行う株式会社及びその代表者 (No. 26)
<p>寄附勧誘行為の主体と認められた範囲</p>	<p>1 信者又は会員個人が寄附勧誘行為の主体であるとして、被告に法的責任が認められた事例（複数の信者又は会員が共同で寄附勧誘行為の主体として法的責任が認められた場合も含む）</p> <p>No.5、11-1、11-2、12、18-1、18-2、19-1、19-2、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、36、39、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、44-1、44-2、45、46</p> <p>2 団体の代表者個人が寄附勧誘行為の主体であるとして、被告に法的責任が認められた事例（信者又は会員と共同で寄附勧誘行為の主体として法的責任が認められた場合も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗教法人の代表役員である被告が、鑑定の方法等の要諦を作成し、代表役員として同要諦に従って易断鑑定をするよう指導するなどし、鑑定会の活動実績の報告をさせ、獲得した祈願料に応じて等級を設け手当が変動す

る仕組みを構築するなどしており、勧誘員の違法な祈願勧誘行為が代表役員の構築した体制に必然的に由来することなどを理由に、法的責任が認められた。(No.26、36)。

- ・代表役員は、被告Y1 教所属の鑑定師らが、人生相談会に訪れた相談者を不安や恐怖に陥れ、これにより相談者に高額な祈願料を支払うように仕向ける方法を記載したマニュアルである「■■■■」を作成し、研修において、鑑定師候補者に対し、これを身に付けるよう指導していたばかりか、本件規則をも作成し、これにより、鑑定師らが、人生相談会において、高額な祈願料を取得しなければ、自らの地位を喪失したり、収入を上げることができないシステムを構築したなどを理由に、法的責任が認められた (No.37)。

3 法人が寄附勧誘行為の主体であるとして、被告に法的責任が認められた事例

法人について寄附勧誘行為の主体性が問題となった裁判例としては No.18-1、19-1、19-2、26、36、38 等がある。このうち、No.18-1 の裁判例では、勧誘主体が宗教法人の一組織であることを理由として、No.19-2 では勧誘行為が法人の組織的活動であることを理由として、法人自体の不法行為責任が認められている。また、No.36 の裁判例では、使用者責任を判断するまでもなく、法人自体の不法行為責任が認められている。

他方で、No.12 の裁判例では、原告は、被告らによる教化等の行為が、a 会に対する献金等を勧誘するという統一的な目的の下、組織一体となって行われたものであるから、被告らの各勧誘行為には関連共同性があり、全体として共同不法行為が成立すると主張したが、裁判所は、「違法との評価をし得ない勧誘等の行為をしたのみであるにもかかわらず、違法と認められる個別の勧誘行為との関連共同性を認めれば、本来認められるべき勧誘等の行為を不当に制限することとなり、妥当ではな」く、違法と認められる各勧誘行為に関与したと認められる被告らの限度で、共同不法行為責任を負うというべきであるとして、法人との共同不法行為を否定している。また、No.14 の裁判例では、「特定の宗教団体やその信者において他者に献金等をするよう求めることは、社会的に相当な範囲内のものである限り、宗教活動の一環として許容されるものであるところ、原告の上記指摘を踏まえても、被告Y1 団体につき、個々の事案の事実関係に応じて、社会的に相当な範囲を超える勧誘活動がなされた

	<p>として違法と評価されることがあるというにとどまり、一般に、被告Y1 団体やその信者において、組織的な資金獲得活動として社会的に相当な範囲を超える違法な活動をしていたとまで認めることができる証拠はない。」として、法人との共同不法行為を否定している。</p>
<p>寄附勧誘行為の内容</p>	<p>1 献金又は寄附の勧誘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献金又は寄附 (No.1-1～1-3、2、4-1、4-2、5、9、11-1、11-2、12、17、18-1、18-2、19-1、19-2、20-1、20-2、20-3、22、27-1、27-2、28、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、38、40-1、40-2、41、43-1、43-2、44-2、45、46) ・ お布施 (No.24-1、24-2) ・ 義援金 (被災したペットとその飼い主のための義援金 No.21) ・ 基金 (建立基金 No.23、祈祷院建設基金 No.40-2) ・ 罰金 (No.20-1、20-2、20-3) <p>2 物品等の購入の勧誘</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縁起物、仏像その他置物 (No. 1-1～1-3、4-1、4-2、8、18-1、18-2、38、41、43-1、43-2) ・ 念珠その他法具 (No.9、18-1、18-2、23、34-1、34-2) ・ 装飾品・宝飾品 (No.8、9、11-1、11-2、18-1、18-2、27-1、27-2、46) ・ 壺 (No.5、27-2、38、41、43-1、43-2) ・ 印鑑 (No.9、27-1、27-2、40-2、41、46) ・ 経典、教本その他書物 (No.4-1、4-2、9、25、32-1、32-2、33、43-1、43-2) ・ 人參茶、その他飲食物 (No.1-1～1-3、No.18-1、18-2、27-1、27-2、43-1、43-2) ・ 絵画・額 (No.9、27-1、27-2、30、46) ・ 布団 (No. 27-1、27-2)

- ・位牌、お札 (No.33)
- ・家系譜・親族系譜 (No.1-1～1-3、9、34-1、34-2)

3 役務の提供の勧誘

- ・セミナー・イベント等の参加費・受講料等 (No.6、9、11-1、11-2、15、18-1、18-2、23、26、27-1、27-2、34-1、34-2)
- ・祈祷、祈願その他儀式 (No.8、11-1、11-2、18-1、18-2、30、33、36、37、43-1、43-2)
- ・トレーニング受講料 (No.18-1、18-2、27-2)
- ・鑑定 (No.14、37、39)
- ・墓地・墳墓等 (No.23)
- ・祭壇製作費用 (No.16-1、16-2)
- ・供養 (No.8、11-1、11-2、23、25、30、33)
- ・相談 (No.30)
- ・神棚設置 (No.30)

4 遺贈又は死因贈与の勧誘

- ・死因贈与 (No.7-1、7-2)

5 貸付金の勧誘

- ・貸付金 (No.29、34-1、34-2)

	<p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚式の渡航費用、その他の旅費・交通費（No.11-1、11-2、30、34-1、34-2、45-1、45-2） ・買い物代金等（No.20-1～20-3） ・生活していた宿泊施設の家賃、光熱費及び食費等（No.18-1、18-2）
<p>寄附勧誘行為等の違法性の判断基準</p>	<p>1 寄附勧誘行為の違法性の判断基準</p> <p>(1) 最高裁における寄附勧誘行為の違法性の判断基準</p> <p>「献金勧誘行為については、これにより寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることに支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである。」</p> <p>（No.1-1）</p> <p>(2) 最高裁以前の下級審裁判例における寄附勧誘行為の違法性の判断基準</p> <p>上記の No.1-1 の最高裁以前の下級審裁判例でも、最高裁と同様に「社会通念上相当な範囲を逸脱する」か否かで判断されているが、具体的な考慮要素については個別の事案によって異なる。</p> <p>ア 勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様に着目したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・害悪の告知や心理的な圧力（畏怖）など、心理状態につけ込んだ行為を考慮したもの（No.1-3、5、8、9、10、11-1、11-2、12、18-1、18-2、23、24-1、24-2、25、27-1、27-2、28、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、35、36、37、39、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、45、46）

- ・個々の勧誘行為の違法性を判断するにあたっては、当該勧誘行為のみならず、従前の勧誘行為によって形成された不安や恐怖心などの影響も踏まえて判断すべきであるとしたもの (No.12)
- ・宗教の教義を伝道し、その信者となるよう教化育成しているにもかかわらず、そのことを伏せて不安をおよぼす勧誘をしていたことをきわめて重要な要素に当たるとしたもの (No.18-1)
- ・対象者が帰依するか否かを決断する前に、対象者に対して当該宗教の教義について、少なくともその概要を説明し、対象者が自由意思で帰依するか否かの選択をする機会を与えておくことが必要であり、そうした機会を与えない伝道・教化活動は、方法において相当性を欠くものとしたもの (No.27-2)

イ 勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様以外のものを考慮したもの

- ・原告の収入、資産状況、生活状態 (No.1-3、6、9、10、12、18-1、18-2、23、28、30、31-1、31-2、32-1、33、34-1、34-2)
- ・他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的に伴うことのある範囲内の支出か否か (No.18-1、18-2、30、33、43-1、43-2)
- ・原告の入会後退会までの言動、判断能力・精神状態 (No.6)
- ・原告は、教義に疑問を持つ機会や、第三者からの客観的な意見を聴取する機会も奪われたまま、次の教化過程に進まざるを得ない心境にさせられ、教義に対する論証・批判の契機を与えられないまま、宗教団体の教義を信仰させられるに至ったこと、また、被告信者らの伝道・教化活動は、教義の布教等、純粋な宗教的目的によるものとは認められず、金銭を集める目的も相当程度有していたこと (No.27-2)

2 その他の行為の違法性の判断基準

(1) 宗教行為の対価を請求する行為の違法性の判断基準

- ・祈祷その他の宗教的行為に付随してその対価の支払を求める行為は、その性質上、祈祷等の内容に合理性が

ないとか、成果が認められないなどの理由により直ちに違法となるものではない。しかしながら、それに伴う金銭請求が、相手方の窮迫、困惑、悩み、不安、恐怖等に乗じ、殊更にその不安、恐怖心を煽ったり、自分に特別な能力があるように装い、その旨信じさせたりするなどの不相当な方法で行われ、その結果、相手方が正常な判断が妨げられた状態で、不当に過大な金銭を支払ったような場合には、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為として、不法行為が成立する（No.8）。

- ・金員の出捐を伴う儀式等を受けることを勧誘するに際して、特定の宗教を信じる者が、当該宗教団体における教義等に基づく、科学的に証明し得ない様な事象、存在、因果関係等を理由とするような吉凶禍福を説き、儀式等を受けることによって、そうした吉凶禍福を一定程度有利に解決することができるなどと信者等に説明することについても、その説明内容がおよそ科学的に証明できないことなどを理由として、直ちに虚偽と断じ、あるいは違法と評価することもすべきではないし、あらかじめ信者等の境遇や悩み等を把握した上で、そうした悩み等を解決する手段として、金員の出捐を含む宗教的教義の具体的実践を勧誘することも、直ちに違法と評価されるものではない。しかしながら、上記のような行為が、信者等をいたずらに不安に陥れたり、畏怖させたりした上で、そのような心理状態につけ込んで行われ、社会一般的に信者等の自由な意思に基づくものとはいえないような態様で行われたものである場合や、信者等の社会的地位や資産状況等に照らして不相当な多額の金員を支出させるなど、社会的に考えて一般的に相当と認められる範囲を著しく逸脱するものである場合などには、そのような行為は、反社会的なものと評価され、公序良俗に反するものとして、違法なものになるとした（No.30）。

(2) 鑑定の特価を請求する行為の違法性の判断基準

- ・鑑定の特価を請求する行為は、当該鑑定の内容に合理性がないとか、成果が認められないなどの理由で、直ちに違法な行為となるものではないが、鑑定を勧誘することが不当な目的に基づいており、不当な手段によって鑑定の特価がなされ、相手方が正常な判断が妨げられた状態で不当に過大な金銭を鑑定の特価として支払ったような場合には、鑑定の名目で特価を請求する行為は社会的に相当な範囲を著しく逸脱した違法な行

	<p>為となるというべきであるとした (No.15)。</p>
<p>寄附金の実際の使用用途が寄附者との関係で不法行為となる基準</p>	<p>・被災したペットとその飼い主のための事業及び義援金の目的に沿う限りにおいて、支出の時期、方法や相手方、金額等を含めて宗教団体本部の合理的な裁量に委ねられる性質のものといふことができ、義援金を寄付した者との関係において宗教団体本部又はその管理者に不法行為責任を問われる法的な義務の違反の問題が生じ得るのは、その裁量の範囲の逸脱又はその濫用があった場合であるといふべきである。宗教団体本部がその事業に関する義援金の支出や管理の在り方について有する合理的な裁量の範囲を超えるものとはいえず、その裁量の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認めがたいと判断して、不法行為責任を否定した (No.21)。</p>
<p>合意（意思表示）の有効性の判断基準</p>	<p>1 不起訴合意の有効性（公序良俗など）</p> <p>(1) 最高裁における不起訴合意の有効性（公序良俗違反の有無）の判断基準</p> <p>「特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意（以下「不起訴合意」という。）は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利（憲法 32 条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである。そして、不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となるところ、この場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである」(No.1-1)</p> <p>(2) 下級審裁判例における不起訴合意の有効性（公序良俗違反の有無）の判断基準</p> <p>不起訴合意の有効性が争われた下級審の裁判例でも、公序良俗違反に該当するかどうか争われている。この公序良俗違反の有無は、個々の事案に応じて総合考慮によって判断されている。例えば、No.4-1 の裁判例では、不起訴合意の目的、控訴人（原告）の心理状態、控訴人に対する意思確認及び説明の有無、合意内容（一方的に不利な内容か）、合意のもたらす結果等の事情を考慮して、公序良俗違反を肯定し、不起訴合意を無効と判断している。他方、No.45-2 の裁判例では、合意の作成の際の録音テープより発言に畏怖しているような様子</p>

は見受けられないとして、公序良俗違反を否定し不起訴合意を有効と判断している。また、No.10 の裁判例では、原告が、①本件念書作成当時、被告Y1 団体からの脱退を考えていたことを窺わせる証拠はないこと、②神との契約を解くことはできないとの文言が、原告にとって害悪の告知に当たるとはにわかには認め難いこと、③公証人は、認証手続を行うに当たり、意思表示者に対し十分な意思確認を行っているとして通常解されること等を併せ考慮し、原告が、被告Y2 からの強迫によって、本件念書の作成に応じたとの主張は採用できないとして、強迫による不起訴合意無効の主張を排斥し、さらに、宗教団体の信者がその教義に従うことは、まさに宗教的行為の実践そのものなのであって、原告が進んで被告Y1 団体の教義に従って振る舞っていたとしても、そのことをもって公序良俗違反の根拠にはならないのであるから、原告が本件念書の作成までの間に献金等として 3000 万円を超える支出をしていたことを考慮しても、本件念書における原告の意思表示が公序良俗に違反すると認めるには足りないとした。

2 解決金の支払い合意の有効性

解決金の支払いの合意の有効性が争われた下級審の裁判例には、公序良俗違反に該当するかどうか争われたものがある。公序良俗違反の有無は、個々の事案に応じて総合考慮によって判断されている。例えば、No.2 の裁判例では、300 万円の解決金の支払い合意（本件合意）について、信義則及び公序良俗に反し無効かという点も争われたが、本件合意が解決金 300 万円の支払によって填補されない損害について被告らを免責させる内容のものでないことからすると、被告らにより違法に引き出された金員を原資として宗教法人に献金が行われたことを踏まえ、300 万円の限度で解決金を支払うこととした合意の内容が、信義則に反するものであるとも、公序良俗に反するともいうことはできないとした。

3 不返還合意の有効性

不返還合意の有効性が争われた下級審の裁判例でも、公序良俗違反に該当するかどうか争われたものがあり、公序良俗違反の判断は、個々の事案に応じた総合考慮によって判断されている。例えば、No.11-1 の裁判例では、原告がその他の献金の返還請求を含む請求をしないことを約する旨の本件清算条項が含まれた本件合意書の有効性が問題となったが、裁判所は、①本件合意書の作成過程について、原告が■■と■■を被告 Y5 に返品し、被告 Y5 が原告のした献金合計 203 万円を原告に返金することについてだけ話し合っており、その他の献金に関しては話し合わなかったこと、また、②被告 Y1 団体の信者において、献金は天に捧げたものであって返金を求めることができないと認識しており、原告は 203 万円の返金を受けた後も D と■■結婚式をする意思を表明していることからすると、原告には、本件合意書を取り交わした当時、その他の献金に関して返金を求めるという考えすらなく、本件合意書は、そのような状況下で、その内容について説明されず、原告の意思も確認されないまま、署名押印されたものであると認定した。その上で、本件清算条項は、原告においてその他の献金に関して返金を求める考えすらなかったことに乗じて、何らの説明もなしに原告にその他の献金に関する請求権を放棄させるものであって、その他の献金の金額が少なくとも 362 万円に上ることも考慮すると、公序良俗に反し無効というべきであると判断した（なお、同判断は控訴審（No.11-2）でも是認されている。）。

4 遺贈又は死因贈与の有効性

遺贈又は死因贈与の有効性が争われた下級審の裁判例でも、公序良俗違反に該当するかどうか争われたものがある。公序良俗違反の有無は、個々の事案に応じて総合考慮によって判断されている。

例えば、No.7-1 の裁判例では、本件死因贈与契約は、控訴人において本件身元保証契約に基づく支援受託費用を C から受領しながら、これに上乗せする形で C の死後にその不動産を除く全財産を無償で取得することを内容とするものであり、また、その締結に際して、控訴人代表者から C に対し、本件身元保証契約に付加する形で本件死因贈与契約の締結を勧める理由について合理的に理解可能な説明がされたとはいえず、かえって、控訴人に身元保証人を引き受けてもらわなければ困ると考えていたであろう C に対し、その死亡時や判断能力喪失時に備

	<p>えた対処方策の一つになるかのような不正確で誤解を招く説明がされた結果として締結されたものである、と認定した上、このような本件死因贈与契約の内容及びその締結の経緯に照らすと、本件死因贈与契約は、いわば社会的弱者とされる高齢者に身元保証を提供する代わりに合理的な理由もないままその死亡時の不動産を除く全財産を無償で譲渡させることにより控訴人が利益を得るものであって、暴利行為と評しうるものであり、その効力をそのまま承認することは社会正義にもとる結果となるから、公序良俗に反し無効であるとした。</p>
<p>寄附勧誘行為の不法行為の成否／無効・取消の成否についての判断</p>	<p>1 不法行為の成否</p> <p>(1) 寄附勧誘行為の不法行為の成否</p> <p>ア 肯定例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ No.5：指導者による占いを受けさせ、その者に対し、同人の不安や恐怖を煽るなどした上で、場合によっては借金をさせてまで、霊的な効果があるなどと告げて壺を買わせるなどして被告団体の信者とした上で、財産を保持することは悪であり、これを被告団体のために抛出することが善であるとの考えを絶対的教えとして、信者の資産の多寡にかかわらず、被告団体の信者に対して過大な金銭の抛出を強要するほか、活動資金を獲得するための事業活動につき無償労働を強いるといったことが行われていたことについて、(共同) 不法行為を認めた。 ・ No.9：各原告について、個別の献金や物品購入等についての勧誘行為を検討して、一部について、社会通念に照らして相当と認められる範囲を逸脱していた行為として、勧誘行為の違法性を認めた。 ・ No.11-1：家族の病気に関する不安をあおられて家系図を作成することを決め、被告Y3のもとで家系図を作成し、家族の不幸が先祖の因縁によるものではないかとの不安をあおられて教会に通うようになり、さらに、教会において、ビデオや講義、講師との会話によって、家族が地獄で苦しんでいるとの不安や恐怖心をあおられ続ける中で、先祖供養や■■■結婚式を受けることとし、これらの献金をしたことが認められるとして、被告Y1団体の信者において、原告が教会に通うに当たり原告に受講料の支払を求めことや、原告に先祖供養や■■■結婚式に関する献金を求めることは、社会的に相当な範囲を逸脱した行為として違

法と評価せざるを得ないとした。

- No.12：原告が鬱病であることを知りながら、マンションを売却して納めなければ原告の持病が治らないなどと述べ、原告の不安感を殊更に助長させて献金の勧誘をしたものであるから、マンションを売却して有功するよう勧誘し、1300万円を有功として支払わせた行為は、原告の自由な意思決定を阻害するものであって、かつ、原告の資産状況及び生活状況に照らし明らかに過大なものといえ、違法であるとした。また、借入をしなければ献金をするための資産がないような状況の下で、そのことを知りながら借入をして献金をするよう勧誘する行為、母名義の口座から引き出して献金を勧誘する行為、銀行から借り入れを行ってあることを知りながら原告の財産を全て献金するよう勧誘する行為、キャッシングによる借り入れをして献金するよう勧誘する行為は、いずれも勧誘を受ける者の資産状況及び生活状況に照らして過大な支出をさせるものであることは明らかであって、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものと認められるとした。
- No.16-2：原告に対し、被告Y3 寺の自称Dに依頼して60日間加持祈祷等を行うことにより、原告が別れた恋人と復縁し、合計8000万円もの賞金の宝くじに当選することもできるなど、必ず良縁と金運に恵まれること、及びその加持祈祷のための祭壇製作費用（材料費）として108万円も必要であるなどと誤信させ、祭壇製作費用の名目で本件送金をさせた行為は、本件送金の額（108万円）をみても、いわゆる運勢占いにおいて社会通念上相当として許容される範囲を超え、不当に高額な祈祷代や祭壇費用を支払わせたものであると認められるから、被告Y1の原告に対する上記行為は、詐欺に当たり、違法といえることができるとした。
- No.18-1：勧誘団体がXであること等を告知した平成16年4月までの勧誘、教化は、社会的に相当と認められる範囲を明らかに逸脱するものと認めることができ、このことは、個々の献金等の支出が不法行為に当たるかどうかを判断するにあたって、きわめて重要な要素となる。告知の後は、一審原告は一審被告Yによる献金や献身行為等の勧誘が一審被告Yの教義によることを理解していたと認められるから、告知の

後の個々の献金等の支出や、献身行為は、個々の行為による支出額や行為の内容等が社会的に不相当と認められるかどうかを検討した上で、不法行為に当たるかどうかを判断する。そして、通常の信仰活動としての献金の範囲を超えているものについて、不法行為責任を認めた。

- No.19-1、19-2：被告宗教団体が、専業主婦であるAに対して夫（原告）の財産などを意思に反してでも献金するよう指示し、被告が、献金の原資は本人の財産ではなく原告の財産であり、原告の意思に反して出捐されたことについて認識していたものについて不法行為責任を認めた。
- No.20-3：客観的に存在する証拠（メール等）を基本として、諸般の事情を総合的に考慮して検討し、原告X1は、A会内において、被告Y1、被告Y2及び被告Y3から、性格、生活態度等を捉えて問題視され、特にMの三女であるPが原告X1に連れられてR村に行った後に特定疾患を発症したことを殊更に問題視されること等により、精神的に屈服させられていたであろうことが推認されるとして、精神的屈服下にあった状態で本来支払う必要がないにもかかわらず金員の支払を余儀なくされた金銭や慰謝料について不法行為責任を認めた。
- No.27：被告信者らの伝道・教化活動は、教義の布教等の純粋な宗教的目的に基づくものではなく、対象者に献金及び無償の物品販売活動等を行わせると共に、そのような行為をする信者を再生産することによって、経済的利益を獲得することに目的があったと推認するのが相当であり、伝道・教化活動の目的は不当なものであるとの評価を免れず、被告信者らの伝道・教化活動は、不当な目的にもとづき、相当性を欠いた方法によって行われ、結果的に対象者の信教の自由（信じるか否かを選択する自由）を侵害したと判断した。
- No.30：当初の相談時から、水子や先祖の未成仏霊が取り憑いていること、それらの未成仏霊が抱えている問題の原因であること、未成仏霊を清めることが必要であることなどを告げて、儀式をさせ、儀式後も、なお、パワーアップと称して頻回に儀式が必要であると告げ、様々な害悪を回避するためには必要であると信じ込ませて、いたずらに不安に陥れたり、畏怖させたものであり、自由な意思に基づくものとはいえ

ないような態様で行われたものであるとして、不法行為を認めた。

- No.31-2：原告らに対して行った伝道活動は、宗教性や入信後の実践内容を秘匿して行われたもので、自由意思を歪めて信仰への隷属に導く不正なものであり、教化活動は、家族等との交流を断絶させ、金銭抛出の不足が信仰の怠りであり救済の否定につながると教えて信仰を維持させ、特異な宗教的実践を継続させようとする不正なものであること、また、不公正な伝道・教化活動は、原告らに財産を差し出させ、原告らを集金活動に従事させるという特異な宗教的実践を強制するものであり、客観的にみれば、宗教団体が経済的利益を獲得する目的で行われたといわざるをえないことから、伝道・教化活動が、社会的相当性の範囲から著しく逸脱する民事上違法な行為と認定した。
- No.32-1：各献金勧誘行為について、原告の不安や恐怖心を助長するような勧誘行為がされたことを理由として、不法行為を認めた。
- No.32-2：面談において、原告に自分の財産や遺産が全てなくなるまで献金するように執拗に求め、それを果たさないと原告の子供に危害が及ぶなどを告げたことを認め、一部の献金について不法行為を認めた。
- No.33：各支払勧誘行為について、原告の不安ないし恐怖心を煽り、不相当に高額な支払をさせたことを理由として、社会的に相当と認められる範囲を逸脱したものとして違法と認めた。
- No.34-1：献金等の行為について、原告の自由な意思決定を不当に制約して、高額の献金をさせているものであり、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認めた。
- No.34-2：献金等の行為について、原告の自由な意思決定を不当に制約して献金を勧誘するものであるから、かかる勧誘行為は違法な行為と認めた。
- No.36：原告に対し、このままでは死に至るなど不吉な事実を次々と告げて不安を殊更に煽るなどして、高額な祈願料等の支払を求め、金額の高さに躊躇する原告に対して突き放すような態度をとり、さらに原告の不安を煽り、原告において正常な判断が妨げられた状態で、祈願料等名下に著しく高額の金員を支払わせたものであるとして、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為と認めた。

- No.37：易断名下に、もっぱら財産的利益を得ることを目的として、原告の窮迫や困惑に乗じて、原告の不安や恐怖心をあおるようなことを申し向け、祈願料等名下に不相当に高額な金員を支払わせたものであるとして、一連の献金勧誘行為を社会的相当性を著しく逸脱した不法行為と認めた。
- No.38：被告宗教団体への献金原資とする意図を秘して、当時は被告宗教団体の教義を信仰する意思を有しなかった原告に対し、祈願礼式の資金名目で金員の提供を勧誘したと推認すべきであるし、被告宗教法人も、信者の意図を知りながら、原告からの金員の提供実現に協力したと推認すべきであって、このような行為が原告の信仰の自由を侵害する違法な行為であることはいうまでもないとして、不法行為を認めた。
- No.39：被告らによる勧誘は、原告らの悩み、弱みに乗じて、その不安や畏怖を煽り、家族に不幸が及ぶのではないかとの気持ちを利用して、一種のマインドコントロールの状態におき、先祖祭祀を行う決断をさせたものであって、著しく高額な先祖祭祀の費用を支出させることを正当化する事情は見出せないこと、原告らは主婦であったりパートの薬剤師であるなど、その収入状況からすれば 1300 万円はきわめて高額な負担であり、その夫名義の口座からお金を引き出したり、金融機関から借入をしてまで先祖祭祀を行っており、余剰資産をつぎ込んだものではなく、原告らが正常な判断能力を有する状態にあったのであれば、到底これに応じたはずはないから、被告を始めとする本件組織の構成員が先祖の因縁等の話を持ち出し、いたずらに不安を煽ることによって原告らが自由な意思によって判断できないような精神状態にしていたことは明らかであることなどとして、先祖祭祀及びその勧誘を含む本件組織の一連の行為全体が社会的に相当な範囲を逸脱した違法なものと認めた。
- No.40-2：大部分の献金については違法性を否定したものの、原告に対し、献金をしなければ、色情因縁を解消することができないなど不安をあおって献金を迫り、自宅マンションを売却させ、自宅マンションの売買代金を被告宗教法人に献金しなければ、色情因縁を解消することができず、新しい出発をすることができないなどと不安をあおり、著しく過大な献金をさせたとして、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為と認定した。

- ・No.41：献金をしないことによる害悪を告知したり、心理的な圧力を掛けた事実があるかどうかを基準に、献金行為の大部分について、不法行為性を認めた。
- ・No.42：本件献金の勧誘は、うつ状態ないし統合失調症であった原告に対し、不安をあおり、恐怖心を抱かせるなどした上、そのような心理状態の中で献金を決意させるものであったということができ、このことに、献金額がきわめて高額で、原告のほぼ全財産に当たるものであったことをも総合すれば、本件献金は、原告の自由な意思に基づくものであったということができない。したがって、本件献金の勧誘は、社会的に相当なものと認められる範囲を逸脱するものとして、違法なものであり、不法行為が成立するものというべきとして、不法行為の成立を認めた。

イ 否定例

- ・No.1-3：①被告個人らが、原告X1に対し、献金をしないことによる具体的な害悪を告知したと認めることはできない、②原告X1が、それにより殊更に不安や恐怖心を発生又は助長させられ、自由な意思決定を阻害されるに至ったとまでは認めることができない、③献金の金額が多額であることのみから、直ちに、原告X1が被告Y1連合の信者らに自由な意思決定を阻害されて、原告X1の資産状況、生活状況に照らして過大な献金を行ったものと認めることもできないとした上、仮に、被告個人らが原告X1に対し、献金等を行うよう一定程度の勧誘行為を行っていたとしても、それが宗教団体の信者らが、信者等に対し、宗教的教義の実践を勧誘する行為として、社会的相当性を逸脱したものとは認められないとして、不法行為責任を否定した。
- ・No.17：「原告X2が、Aや原告X3の求め、指示に応じて、5000万円以上の金員を奉納した可能性がある（甲B1）としても、その全額を奉納しているかどうかは明らかではないし、また、そもそも、原告X2は、月1回程度、〇〇会に通っていたにすぎず、上記奉納を求められ、これに応じていたとされる平成25年2月から同年4月までは、単に電話でその指示、勧誘を受けたにすぎず、違法な強要や詐欺にわたるような

行為であったとまで認めがたい。また、信者である原告X2が、教祖であるAの言葉自体をある程度重く受け止めたにせよ、原告X2は、原告X1と比較し、強い抑圧や支配下にあったものとは認められない。現に、被告Yらと一緒に生活するようになった際も、原告X2は、被告Yに対し、臆することなく、返金を求めたと述べており（甲B7・6頁）、原告X2がある程度の自由意思を有していたことに鑑みても、原告X2から違法に奉納金を詐取又は喝取したとは認めがたい。」として、不法行為責任を否定した。

- No.18-1：団体がXであること等を告知した後の支出で、教義に基づく献金であって、その金額も他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的にみられる範囲内の支出にとどまり、また、一審原告が一審被告YYの教義に基づく献金であることを理解していたものについては、不法行為責任を否定した。
- No.23：支出勧誘行為について、不安や恐怖心の発生を企図し、あるいは、不安や恐怖心を助長して、自由な意思決定を不当に阻害して、原告らに支出させるなど、被告ら又は被告職員等に社会的相当性を逸脱した違法な行為があったと認めることはできない。
- No.24-1：宗教団体の関係者から社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した行為を受けてその自由意思を抑圧され金銭的出捐を強制された事情はなく、当時、信仰心から自己の自発的な意思により御布施をしたことを認めて、不法行為責任を否定した。
- No.25：職員等から殊更に脅されて意思の自由を奪われるなどの社会的相当性を逸脱する行為がなかったことを理由として、不法行為責任を否定した。
- No.28：献金等に際しての勧誘行為は、そもそもの献金の存在が認められないか、又は、献金等があったとしても、当該献金等は、いずれも違法な勧誘行為によって原告が欺罔脅迫され、畏怖誤信されたことにより行われたものとは認めることができないとして、不法行為責任を否定した。
- No.32-2：原告によって記載された手紙や報告書の内容は、被告らから先祖因縁の恐ろしさを告げられ畏怖した結果、被告に3億円を献金したとする原告の供述とは容易には整合しないものであるから、同供述を容易に信用することはできず、その他に同主張を認めるに足りる証拠はないとして、不法行為責任を否定

した。

- ・No.35：各献金の金額は全体として高額であるといえるものの、本件各献金の際の被告宗教団体の信者らによる献金勧誘行為の内容及び態様が特定できず、これによって殊更に不安に陥れるなど原告の自由な意思決定が制約されていたとは認められず、また、本件各献金が原告の真意に反したものであったという事情も見当たらないから、被告宗教団体の信者らが、本件各献金の際、原告に対し、その態様及び結果が社会通念上相当な範囲を超えるような違法な勧誘行為をしたとは認められないとして、不法行為責任を否定した。

(2) 物品購入の勧誘行為（物品販売）の不法行為の成否（上記(1)で寄附勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断しているものを除く）

寄附又は献金の勧誘行為のほか、物品等の購入の勧誘行為について不法行為の成否を判断している裁判例も存在する（寄附又は勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断している裁判例は除く。）。これについては、以下のとおり、不法行為を認めた裁判例と否定した裁判例が存在する。

ア 肯定例

- ・No.18-1：勧誘主体がXであること等を告知する前の勧誘、教化は、社会的に相当と認められる範囲を明らかに逸脱するものであり、Xであることなどが知らされていれば、一審原告は、念珠や指輪、高麗人参茶等を購入しなかった可能性が大きく、指輪代としてみると著しく高額とはいえない場合のように、その金額が不相当に高額であるか否かにかかわらず、また、相応の対価を受け取っていたとしても（指輪等）不法行為が成立するとした。（原審 No.18-2 では、原告の懸念を強調して、原告をして畏怖ないし誤信させた上で、念珠を購入させたり、受講の中断、勧誘主体についての告知の前後を問わず、各時点における原告の収入、生活状況等に比して著しく高額な物品の販売行為については、不法行為が成立する余地があると

いう理由で、一定の支出について不法行為責任を認めていた。)

- No.34-1：念珠の購入等について、原告の不安をあおるものであり、原告の自由な意思決定を不当に制約して、社会的に相当な範囲を逸脱する違法な行為として、不法行為責任を認めた。
- No.34-2：絵画の購入等について、原告の先祖の因縁に対する不安をあおり、自由な意思決定を不当に制約して、絵画の購入を迫るものであるといえるから、社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為として、不法行為責任を認めた。
- No.44-2：原告は、一年余りの期間に合計 600 万円にのぼる献金を行っており、被告らの献金勧誘行為がなければ、経済的破綻が見えている献金をすることは考えがたいとし、献金が原告の自由な意思に基づいたものとはいえないとして、一部の献金に対する勧誘行為は社会的に相当な範囲を超えた違法な行為と言わざるを得ないとして損害賠償責任を認めた。
- No.43-1：原告は、特に裕福というわけではなく、つましく暮らしていたことは、被告らも十分に承知していたのであるから、そのような原告に対して、財産全部をむしり取るような形で高額の物品等を購入させたり、献金を求めたりすることは、社会的に相当な範囲内の行為であるということとはできない、として不法行為責任を認めた。
- No. 45：物品の購入については消滅時効の主張を認め請求に理由がないと判断しているが、一部の献金行為については、原告の夫の病気に対する不安をあおったり、原告の先祖の恨みの強さなどを理由として、原告を畏怖させ、勧誘の様態、目的、結果等に照らして、社会的相当性を逸脱した違法な行為と認めた。

イ 否定例

- No.27-2：信者の近親者らに対する物品の販売について、顧客の需要を明に又は暗に聞き出した上で、その需要に合致すると思われる商品についてその特性を説明し購入を促すというものであって、通常の販売活動と何ら変わるものではないから、商品それ自体の価値が乏しいとか、商品の価格が価値に見合った金額

より著しく高額であるとか、商品の特性について著しい誇張表現があるなど、顧客を欺罔するような方法による場合でなければ、それ自体何ら違法性を問われるものではないというべきであると述べて、不法行為責任を否定した。

- ・No.32-1、32-2：物品を購入するよう執拗に言われたとしても、原告の不安や恐怖心を助長する勧誘行為がされたと認めるに足りる証拠はないとして、違法性を否定した。

(3) 役務の提供の勧誘行為（役務の提供）の不法行為の成否（上記(1)で寄附勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断しているものを除く）

寄附又は献金の勧誘行為のほか、役務の提供の勧誘行為について不法行為の成否を判断している裁判例も存在する（寄附又は勧誘行為に含めて又はそれとあわせて不法行為の成否を判断している裁判例は除く。）。これについては、以下のとおり、不法行為を認めた裁判例と否定した裁判例が存在する。

ア 肯定例

- ・No.14：鑑定サービスについて、サービスの効用及び費用などについて正常な判断をすることができない状態に陥ってメールのやり取りを繰り返し、その結果、ポイント購入のために自身の生活水準に比して多額の金銭を支出するに至る会員との関係においては、本件各サイトで提供されるサービスは、もっぱら金銭を支払わせるという不当な目的の下、心理的に正常な判断ができない状態に陥らせる不当な手段によって、不当に過大な金銭を支払わせているものというほかなく、そのサービスの提供行為は社会的に相当な範囲を著しく逸脱した違法な行為となるとして、違法性を認めた。
- ・No.26：被告〇〇は、「〇〇パワー」に客観的な科学的・医学的な裏付けがあり、確実に病気が治療できるかのように、虚偽の内容を含んだ詐欺的な宣伝をすることにより各活動を行っていること、また、〇〇パワーの存在を前提とする各活動を、真摯な治療等の目的で行っていたとはいえないこと等から、セミナー

の受講費用について、社会的相当性を逸脱しているとして、不法行為責任を認めた。

- No.34-1：被告の教義及びそれに関連して先祖の因縁を植え付けられた原告の不安を殊更にあおり、自由な意思決定を不当に制約してセミナーへの参加を勧誘したものであるから、かかる勧誘行為は社会的に相当な範囲を逸脱した違法な行為であるとして、不法行為責任を認めた。

イ 否定例

- No.6：被告法人への入会時点における原告の社会生活上及び経済生活上の経験、被告法人への入会後退会するまでの間の原告の行動、原告の判断能力を損なわせるような害悪を告知したとも認められないことなどの事情に照らせば、原告が被告法人に入会し、本件各支払をしたのは、原告の主体的かつ自発的な意思決定によるものであって、被告らの行為が原告による自由な意思決定を不当に侵害したものとは認めがたいこと、本件各支払の総額は多額であるものの、被告法人に入会時における原告の保有資産額も多額であったこと、原告がA及び自己の遊興等のために多額の支出を行っていたこと、原告は本件各支払の原資を借入等によって調達したものではないこと、被告法人における地位にも相応の事業性ないし収益性が認められることに鑑みれば、合理的な範囲内での支出であったということができると等の事情を総合的に考慮すると、本件各支払にかかる被告らの行為に違法性があるとまでは認められないとして、不法行為責任を否定した。
- No.15：セッションの勧誘行為について、依頼にあたり意思決定に対する不当な干渉をしたなどと評価することは困難であり、〇〇セッションを依頼した者が心身に対する何らかの効果を得ることはあり得ないなどとまではいえず、そのような内容のみをもって、〇〇セッションが社会的相当性を著しく逸脱して違法であるなどと断ずることはできないなどとして、違法性を否定した。
- No.21：他の宗教団体等における宗教活動等の際にも一般的にみられる範囲内の支出、献身期間外の宿泊施設での生活に必要な費用については、不法行為責任を否定した。

- ・No.30：自宅に神棚を作り、既に所有していた仏像や御札を奉ること自体は、社会通常上一般的な行為であり、新たに作った神棚も、その規模は通常のものより大きいとしても、既に被告が持っていた神仏の像等の安置のためである以上、社会通常一般的な行為の範疇を出るものではないなどとして、不法行為責任を否定した。
- ・No.33：各支払は、悩みを抱える者が悩み事を相談する対価として、あるいは、先祖供養、水子供養、お祓いといった宗教的行為に参加しそれに伴う献金として、世上よく行われる程度のものであって、不相当に高額というわけではないから、標記の各支払に関する被告の勧誘行為等が社会的に相当と認められる範囲を逸脱したものとはまではいえないとして、不法行為責任を否定した。

(4) 寄附の前提となる財産の引出行為の不法行為の成否

上記(1)ないし(3)以外にも、寄附の前提となる財産の引出行為について不法行為の成否を判断している裁判例も存在する。例えば、裁判例 No.2 は、被告 P3 らは、預金の引出しを亡 P6 の承諾を得ないまま行っていると認められるとして、被告 P3 らは、当該引出しにつき、亡 P6 の相続人である原告らに対し、民法 719 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うとして財産引出行為の不法行為を肯定した（ただし、被告宗教団体が被告 P3 らに対して、親族に無断で、又は虚偽の目的を述べて、当該親族の預金を引出して献金するように指示をした事実を推認することはできず、ほかに、被告 Y が被告 P3 らに対して、親族に無断で、又は虚偽の目的を述べて、当該親族の預金を引き出して献金をするように指示をした事実を認めるに足りる証拠はないとして、被告宗教団体の共同不法行為は否定した。）。また、裁判例 No.19-2 は、宗教団体が、組織的活動として、信者の財産状態を把握した上で、未亡人に対しては、献金によって夫を救い、夫の家系を救うという使命のために、夫の財産を夫の意思に反して内緒で献金する等の名目で交付させており、これを受けて専業主婦である A が行った献金等について、その原資が原告の財産であり、原告の意思に反して出捐されたことを認識していたと認められるとして、上記出捐について、組織的な不法行為として原告に対する損害賠償責任を負うと述べて不法行為責任

を認めた。

2 役員等の第三者に対する損害賠償責任（会社法 429 条 1 項）の成否

上記(1)ないし(4)は民法 709 条の不法行為の成否を判断している裁判例であるが、それ以外にも法人の役員について会社法 429 条 1 項の損害賠償責任の成否を判断した裁判例も存在する。例えば、裁判例 No.14 は、被告 Y1 の代表取締役である被告 Y2 が、Y1 による違法な事業を是正すべき役員としての義務があったにもかかわらず、これを怠ったものとして、被告 Y1 の代表取締役として会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めた。また、裁判例 No.16-2 は、被告 Y1 の代表取締役である Y2 が、被告 Y1 の代表取締役として職務を執行するに当たり、悪意又は重過失によって、被告 Y1 の従業員らに、開運商法にかかる詐欺を実行させ、その結果、原告に本件送金額及び手数料の合計 108 万 5200 円を支出させたことと認められるとして、会社法 429 条 1 項に基づく損害賠償責任を認めた。

3 無効・取消の成否

寄附又は献金について錯誤等を理由に無効・取消が主張された裁判例も存在するが、調査した裁判例の限りではいずれも否定されている。例えば、裁判例 No. 24-2 では、原告らはいずれも、被告の教義の内容、思想、活動等を理解し、これに賛同して自ら被告に金銭を贈与する意思をもって御布施をしたことが認められるのであり、本件御布施の交付につき、法律行為の要素に錯誤があったと認めることはできないとし、原告らの錯誤の主張は、被告代表者が自ら説く浄化の精神とはかけ離れた存在であり、信仰の対象としてふさわしくない人物だと思ふようになったという事後的な心境の変化ないし信仰の喪失をいうものにすぎず、これをもって錯誤と解することはできないとして錯誤による取消を否定している。

使用者責任の成否の
判断基準

1 宗教団体の信者らの不法行為に対する使用者責任

使用者性については、実質的な指揮監督関係という枠組みの下で判断している裁判例が多い。事業の執行性については、個別具体的に判断基準を示して認定している裁判例は見当たらないが、後述の2(2)の裁判例 No.8、16-2などで示されている事業の執行性の判断基準（その行為の外形を客観的に観察したときに、それが被告の事業に関して行われたと認められるか）は基本的に当てはまるものと考えられる。

- ・宗教団体は、その信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に雇用等の契約関係がある場合はもちろん、これがない場合であっても、当該信者に対する直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、加害行為が当該宗教団体の宗教的活動等の事業の執行等につきなされたものと認められるときは、民法 715条1項所定の使用者責任を負うというべきであるとし、献金等の勧誘行為について、法人の職員である伝道部長だけでなく、宗教団体の信者との間でも使用者責任を認めた（No.9、11-1、11-2）。
- ・被告信者らが一部の原告らに対して行った伝道・教化活動は、■■教会の実践活動として行われたことを理由に、使用者責任を認めた（No. 27-2）。
- ・信者の不法行為は、宗教教義の実践として行われたことが明らかであることを理由に、使用者責任を認めた（No.31-2）。
- ・■■教域には、被告から、被告の教域長が派遣されるなど、実質は被告を構成する組織の一部であると認められるから、■■教域の主導下で行われたU1との面談における不法行為について、使用者責任を認めた（No.32-2）。
- ・勧誘や教義の伝道、教育等を目的として活動していることは明らかであり、また、被告の信者らが所属する信徒会の行為だけを比較しても、各信徒会間でも全国的に高度な組織的一体性があることが推認される。さらに、信者らが原告らに行った勧誘行為等の結果として支出された献金が被告に帰属していることなどから、被告の信者と被告の間には、指揮監督関係があったものと認めるのが相当である（No.34-1）。
- ・被告が鑑定師の研修を受けさせた上、鑑定師に任命していたこと、被告の指示により人生相談会が開催され

ていたこと、人生相談会において鑑定士は被告の指示に従い人生相談を行っていたことなどの諸事情に鑑み、被告と被告鑑定士らとの間に実質的な指揮監督関係及び事業執行性を認めた (No.37)。

- ・宗教団体は、その信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に雇用等の契約関係がない場合であっても、当該信者に対する直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、加害行為が当該宗教団体の宗教的活動等の事業の執行等につきなされたものと認められるときは、民法 715 条所定の使用者責任を負うものというべきである。また、宗教団体の信者が、当該宗教団体と別個の信者組織を構成し、各信者が、当該信者組織の意思決定に従って宗教的活動又はこれに付随する活動を行う場合においても、当該宗教団体と信者組織が実質的に一体であると認められる場合、あるいは、当該宗教団体と信者組織との間に実質的な指揮監督関係が認められる場合には、当該宗教団体は、上記信者組織の意思決定に従った信者による加害行為についても使用者責任を負うと解すべきである (No.41)。
- ・宗教団体の信者が不法行為により、他人に損害を被らせた場合、その宗教団体は、信者との間に雇用等の契約関係がなくても、実質的な指揮監督関係にあり、かつ、その不法行為が当該宗教団体の事業の執行について行われたものであるときは、民法 715 条に基づく使用者責任を負うというべきである。そこで、これを本件について見るに、不法行為と評価できる本件各献金等勧誘行為はいずれも、被告〇〇教会の信者によって行われていることは明らかである上、本件献金等勧誘行為はいずれも、被告〇〇教会の教義にもとづきあるいはその実践というべき行為であって、明示ないし黙示の被告〇〇教会の指揮監督のもとで行われていた被告〇〇教会の事業の執行の一貫であったというべきであるし、その献金は、結局は被告〇〇教会の収入となっていると認めるのが相当であって、その利益も被告〇〇教会に帰属しているところである (No. 45)。
- ・宗教団体は、信者が第三者に加えた損害について、当該信者との間に直接の雇用関係がなくても、当該信者に対して直接又は間接の指揮監督関係を有しており、かつ、当該加害行為が当該宗教法人の宗教活動等の事業の執行につきなされたものと認められるときは、民法 715 条により使用者責任を負うと解するのが相当である (No.46)。

2 宗教団体（宗派等）の下部団体（寺院等）に属する住職や信者らの不法行為に対する使用者責任

(1) 使用者性

使用者性については、実質的な指揮監督関係という枠組みの下で判断している裁判例が多い。

- ・被告宗教団体（宗派）の代表役員である管長は、その被包括宗教法人である寺院の住職を任免し、また、懲戒処分として、被告宗教団体（宗派）に属する教師（僧侶）について、除名、罷免、降級、戒告を行う権限を有していることからすれば、被告宗教団体（宗派）は、その被包括宗教法人である被告宗教団体（寺）に対し、実質的な指揮監督権限を有するといえるとして、被包括宗教法人である被告宗教団体（寺）の住職の不法行為について使用関係を認めた（No.8）。
- ・実質的な指揮監督権限の有無という点からみると、被告 Y5 派には、本山として末寺に当たる被告 Y3 寺に対して一般的な指導監督の権限を有することに加え、宗制によれば、被告 Y5 派の「宗務所」の「管長」には、被包括宗教法人である寺院の「住職」の任免権、住職の懲戒、降級、戒告の権限があると認められることからすると、被告 Y3 寺に対して実質的な指揮監督権限を有していると認めるのが相当であるとして、被告 Y5 派は、被告 Y3 寺に対して使用者ないしこれに準ずる関係にあると認めるのが相当であるとした（No.16-2）。
- ・〇〇会は一審被告〇〇内の一組織というべきであり、一審原告に対する違法な勧誘及び教化活動は、一審被告〇〇の行っている伝道活動として一審被告〇〇の信者が行ったものであり、一審被告〇〇自身が行った不法行為ということもできるから、一審被告〇〇は、民法 715 条、709 条にもとづき、損害賠償責任を負う（No.18-1）。（なお、原審 No.18-2 では、一般に、特定の宗教の信者が、信仰活動の目的等で、宗教法人とは別個独立の社団を任意に構成することは観念しうるところであり、宗教法人の教義に基づく勧誘、教化が行われたことをもって、信者らの行為を直ちに宗教法人の行為と同視することはできず、他の事情を併せ総合的に判断して、宗教法人の行為と同視することができるか検討する必要がある。本件では、信者と法人に関し、教義の実践、教義の内容、信者に関する資料及び献金等の共有状況、勧誘ないし教化の実態を踏まえて、実質的

な指揮監督関係を認めていた。)

- ・ 宗教団体の教師らが宗教団体の指揮監督関係にあることを理由に、不法行為について使用関係を認めた (No.30)。
- ・ 高度な組織的一体性や被告宗教団体と下部団体の人的関係が完全に分離されていないことなどを理由に指揮監督関係を認め、不法行為について使用関係を認めた (No.34-1、34-2)。

(2) 事業執行性

事業の執行性については、その行為の外形を客観的に観察したときに、それが被告の事業に関して行われたと認められるかで判断している裁判例が多い。

- ・ 開運商法事業者の開運商法並びにこれに対する被告宗教団体（寺）の加担行為が、被告宗教団体（宗派）の事業の執行について行われたというためには、その行為の外形を客観的に観察したときに、それが被告宗教団体（宗派）の事業に関して行われたと認められる必要がある（大審院大正13年（オ）第372号同15年10月13日民刑連合部判決・大審院民事判例集5巻12号785頁、最高裁昭和30年（オ）第29号同32年7月16日第三小法廷判決・民集11巻7号1254頁参照）とした。その上で、宗派の名称の使用を認めていたが、開運商法において名称の使用を認めていた証拠がないことなどの理由から、本件において、開運商法事業者の開運商法並びにこれに対する被告宗教団体（寺）の加担行為が、被告宗教団体（宗派）の事業の執行について行われたということはできないから、被告宗教団体（宗派）は使用者責任を負わないとした (No.8)。
- ・ 被告Y3 寺（代表役員・被告Y4）が関与して行われた被告Y1による開運商法による詐欺が、被告Y5 派の「事業の執行について」行われたものと認められるためには、「当該開運商法ないしそれと密接に関連して行われた行為（加持祈祷やそれに必要な祭壇の製作等）が、客観的、外形的にみて、被告Y5 派の事業に関して行われたものであることが必要と解するのが相当である。」とし、「被包括宗教法人の行った加持祈祷等の宗教活動ないしそれに関連する行為が、それだけで直ちに、客観的、外形的にみて、包括宗教法人の事業に関

して行われたものということとはできず、当該行為に対する許諾の有無や当該行為において使用された名称、当該行為による利益の帰属等を総合して判断することを要するものと解される。」とした。その上で、①被告Y1による開運商法に関与したことについては、被告Y5派が明示又は黙示に許諾ないし容認したことはなく、むしろ、本件加持祈祷指導監修契約の内容は、被告Y5派からみて、その教義等に照らし、不適切なものであって、是認されるものではなかったこと、②被告Y1は、本件加持祈祷指導監修契約にもとづき、被告Y3寺から「B宗Y5派 宗教法人Y3寺」の名称を使用することの許諾を得て開運商法を行っていたが、原告が被告Y1ないし自称Dから指示を受けて返送した本件特別祈願申込書には、特に「Y5派」の名称には言及されておらず、現に、原告自身、被告Y3寺が、被告Y5派と宗派を共通にする宗教法人であることを認識して、本件加持祈祷指導監修契約を締結・継続し、本件送金を行ったものでもないことが認められること、及び、③被告Y3寺が関与した被告Y1による開運商法によって、被告Y5派がなんら利益を受けたとは認められないことなどを併せ考慮すると、被告Y3寺（代表役員・被告Y4）が関与して行われた被告Y1による開運商法ないしそれと密接に関連して行われた行為は、客観的、外形的にみて、被告Y5派の事業に関して行われたものであるとは認められないから、被告Y5派の「事業の執行について」行われたものということとはできないとした（No.16-2）。

- ・被用者の行為が民法715条1項にいう「事業の執行について」の要件を満たすか否かを判断するにあたっては、当該行為について、まず、①使用者の事業の範囲に属するか否かを検討し、次に、②被用者の職務の範囲に属するか否かを検討する必要があるところ、上記①については、本来の事業に限ることなく、事業と密接な関連を有する行為にも及ぶと解するのが相当である、とした。その上で、被告Y1の行為を外形的、全体的にみても、Y2教ないし被告Y3教団の事業（宗教活動）と密接な関連を有する行為と認めることはできず、その事業の範囲に属するとはいえないなどとして、使用者責任を負わないとした（No.29）。
- ・ a 院の教義にもとづき又はその実践というべき浄霊等の儀式に関連してなされるものであって、明示ないし黙示の a 院の指揮監督のもとで行われていた a 院の事業の執行の一環であったというべきであるし、その対

価は、結局は a 院の収入となっていると認めるのが相当であって、その利益も a 院に帰属しているところであり、支払った金員が最終的に a 院の収入とならなかったことを窺わせる証拠はないことなどから、事業執行性及び使用者責任を認めた (No.30)。

- ・被告の教義の実践と称して、物品販売活動等への勧誘活動を行っていること、物品販売活動に際して、被告の教義に関わる内容を告げて購入を促していることなどから、上記信者らが行った経済活動及び伝道活動は、外形上、被告の宗教的活動の一環としてなされたといえることができるから、被告の事業の執行につきなされたものと解すべきであるとした (No.34-1)。

3 宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任

- ・被告宗教団体の宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任について、宗教団体の代表者は、開運商法事業者と提携して行う事業が、不法行為に該当する可能性を具体的に認識し、又は予見すべき場合には、開運商法事業者との契約関係を解消するなど不法行為への関与を中止する注意義務を負うべきであるとした上、開運商法事業者が振り込め詐欺救済法に基づく取引停止措置を受けた以降も被告宗教団体名義の銀行口座を利用させ続け、開運商法事業者との契約関係を継続したのであるから、上記注意義務違反の過失が認められ、これにより開運商法事業者の不法行為を幫助したものと認められるとし、宗教団体の代表者について、民法 719 条 2 項にもとづき、開運商法事業者が振り込め詐欺救済法に基づく取引停止措置を受けた以降の不法行為について幫助による共同不法行為責任を負い、宗教団体についても、当該代表者の行為について宗教法人法 11 条 1 項に基づく責任を認めた (No. 8)。
- ・被告 Y3 寺の宗教法人法 11 条 1 項に基づく損害賠償責任について、「被告 Y3 寺と被告 Y1 との本件加持祈祷指導監修等契約は、被告 Y4 が被告 Y3 寺の代表役員として締結したものであるところ、その内容は、被告 Y3 寺の研修及び指導を受けた者については、所定の修行をした僧侶でない者である被告 Y1 の従業員であつ

ても加持祈祷を行うことができるなどとしている点で、被告Y5 派からみて、その教義等に照らし、不適切と評価される部分を含むもので(中略)、宗教法人の行う宗教活動の内容として問題があることを否定できない。さらに、被告Y3 寺は、平成25年12月27日頃、Lの開運商法による被害者から5008万円余の別件被害にかかる損害賠償を求める通知を受け、平成26年2月から3月にかけて、被告Y5 派から、再三にわたって、被告Y3 寺のLとの関係をはじめ、別件被害に関する事実の確認や回答を求める文書の送付を受けていたこと(前提事実(3)、上記1の認定事実(5)、(7))から、被告Y1と本件加持祈祷監修契約を締結し、これを継続することについて、Lの場合と同種の被害にかかる損害賠償請求を受ける可能性があることを認識していたと認めるのが相当である。」「このような事実関係の下では、被告Y3 寺は、本件加持祈祷指導監修契約の当事者として、Lや被告Y1の実態に疑問を抱き、それが解消しない限り被告Y1との間で同契約を締結ないし継続することを控えるとともに、自己の名義により本件口座を開設した預金者として、同年4月18日より前に、被告Y1が開運商法による入金用に本件口座を使用することを防止するため、被告Y1ないしは預入先の金融機関に対する措置を講ずることによって、原告の本件送金による被害を回避することが可能であり、回避すべき義務があったといえることができる。」として、宗教法人法11条1項に基づく損害賠償責任を認めた(No.16-1、16-2)。

4 会社法350条に基づく損害賠償責任

- ・被告Y2が、被告Y1の代表取締役としての職務執行として、悪意又は重過失によって、被告Y1の従業員らに、開運商法にかかる詐欺を実行させ、その結果、原告に本件送金額及び手数料の合計108万5200円を支出させたと認められるとし、被告Y1についても民法715条、会社法350条に基づく損害賠償責任を認めた(No.16-2)。

損害の範囲	<p>1 損害を認めた項目</p> <p>(1) 献金又は寄附</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 献金又は寄附 (No.2、 5、 9、 11-1、 11-2、 12、 17、 18-1、 18-2、 19-1、 19-2、 20-1、 20-2、 20-3、 27-1、 27-2、 30、 31-1、 31-2、 32-1、 32-2、 33、 34-1、 34-2、 38、 40-1、 40-2、 41、 43-1、 43-2、 44-2、 45、 46) ・ お布施 (No.24-1、 24-2) ・ 基金 (No.40-2) ・ 罰金 (No.20-1、 20-2、 20-3) <p>(2) 物品等の購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 縁起物、仏像その他置物 (No.8、 38、 41、 43-1、 43-2) ・ 念珠その他法具 (No.18-1、 18-2、 34-1、 34-2) ・ 装飾品・宝飾品 (No.8、 9、 11-1、 11-2、 18-1、 18-2、 27-1、 27-2) ・ 壺 (No.5、 27-1、 27-2、 38、 41、 43-1、 43-2) ・ 印鑑 (No.27-1、 27-1、 27-2、 41) ・ 経典、教本その他書物 (No.9、 43-1、 43-2) ・ 人参茶、その他飲食物 (No.1-1～1-3、 18-1、 18-2、 27-1、 27-2、 43-1、 43-2) ・ 絵画・額 (No.13、 27-1、 27-2) ・ 布団 (No. 27-1、 27-2) ・ 家系譜・親族系譜 (No.34-1、 34-2) <p>(3) 役務の費用</p>
-------	--

- ・セミナー・イベント等の参加費・受講料等 (No.11-1、11-2、15、26、27-1、27-2、34-1、34-2)
- ・祈祷、祈願その他儀式 (No.8、11-1、11-2、18-1、18-2、30、33、36、37、43-1、43-2)
- ・トレーニング受講料 (No.27-1、27-2)
- ・鑑定 (No.14、37、39)
- ・祭壇製作費用 (No.16-1、16-2)
- ・供養 (No.8、11-1、11-2)

(4) その他

- ・預金の引出金 (No.2)
- ・結婚式の渡航費用、その他の旅費・交通費 (No.11-1、11-2、30、34-1、34-2、44-1、44-2)
- ・買い物代金等 (No.20-1～20-3)
- ・大学編入に要した学費 (No.31-1、31-2)

2 慰謝料

(1) 肯定例

No.8 (残被害額の1割)、9 (100万円)、11-2 (30万円)、17 (300万円)、18-1 (200万円)、18-2 (100万円)、19-1 (100万円)、20-2 (100万円)、20-3 (50万円)、25 (100万円)、26 (30万円)、27-2 (100万円、150万円)、30 (20万円)、31-1 (不明)、31-2 (不明)、32-1 (800万円)、37 (原告ごとに15万円、16万円、15万円、20万円、8万円、20万円、10万円、15万円、20万円)、40-2 (100万円)、41 (200万円)、42 (300万円)、45 (不明)、46 (各財産的損害の1割)

(2) 否定例

	<ul style="list-style-type: none"> ・精神的苦痛は、財産的損害が回復されることによって相当程度慰謝されるものといえる等として、慰謝料の支払いを認めなかった (No.12、14、19-2、33)。 ・〇〇パワーにより病気が治るとの期待を裏切られることにより生じた原告会員らの精神的苦痛のひとつは、〇〇パワーを用いても病気が改善しなかったという、原告会員らが期待していた結果が得られなかったというものに過ぎず、ただちに法的に保護に値するものであるとはいいがたいとして慰謝料の支払いを認めなかった (No.26)。 <p>3 弁護士費用</p> <p>おおむね損害額の1割相当を損害として認めている。ただし、No. 32-1のように損害賠償額3億9143万2720円のうち弁護士費用相当額を1800万円としたケースもある。</p>
<p>過失相殺の成否</p>	<p>1 過失相殺を認めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本件サイトAを数回利用することで同サイトの提供するサービスの内容や効用を正常に判断することができ、自身の生活水準に見合った範囲で利用することが可能であったことは否定できないとして、3分の1の過失相殺を認めた (No.14)。 ・鑑定師が求めるメール返信をしないと次に進まないシステムであることに気づき、苦情を述べていること、その後鑑定師とのメールのやり取りを行うものの、返信する鑑定師を自ら選択したり、鑑定師らから多量のメールが送信されたときには配信停止の手続きを採ったり送信メールを一斉削除したりしていること、原告X2は本件サイトBについて2回も退会の手続きを採っていることが認められるから、原告X2は、ある程度冷静な状態で本件サイトBを利用していたと評価できる部分があることは否定できないとして、2分の1の過失相殺を認めた (No.14)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・被控訴人は、自称Bによる加持祈祷等をすれば良縁をもたらされる又は8000万円の宝くじが当たるという虚偽の言辞を安易に信じた点で落ち度があると認められるから、控訴人らとの関係では、損害の公平な分担の見地から、被控訴人の過失割合を3割とする過失相殺を認めるのが相当であるとした(No.16-1)。 <p>2 過失相殺を認めなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開運商法事業者は、原告らの不安や恐怖心を殊更に煽り多額の金銭を要求してこれを支払わせていたものであって、その行為の態様はきわめて悪質であり、原告らは、このような悪質な金銭請求を受けて、不安や恐怖心により正常な判断が妨げられた状態に陥っていたものであるから、被告宗教団体(寺)について調査をしなかったり、宅急便等により現金を送付したりしたことを原告らの落ち度と評価することはできないとして、損害の衡平な分担という見地から、本件において過失相殺をするのは相当でないとした事例(No.8)。 ・被告Y3寺及び被告Y4が、故意に詐欺を実行したとまでは認められないとしても、被告Y1に対して本件口座の使用を拒否するなどして結果を回避する措置を講じなかった過失は重大であるというべきであるから、被告Y3寺において原告を対象とする加持祈祷を行った事実があったとしても、損害の公平な分担の見地から、過失相殺を認めるのは相当でないというべきであるとした事例(No.16-2、ただし控訴審である16-1では3割の過失相殺が認められている。) ・原告らの窮迫した状況等に乗じて、原告らを不安や恐怖に陥れる言辞を弄し、祈願料等名下に、不相当に高額な金員を支払わせていたものであって、そのような行為の態様の悪質性から、公平の観点に照らし、過失相殺を認めなかった事例(No.37)。
<p>債権者代位権の対象とされた扶養義務等にかかる定期金債権の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原告は、原告の父に対する扶養請求権を被保全債権として、債権者代位権によって被告に対する解約払戻金支払請求権を行使する旨主張するが、原告が原告の父に対して具体的にいくらを払うことを扶養請求権に基づいて請求できるかについては、家庭裁判所に対して家事審判を申し立てて金額を確定させなければ具体的に請求することはできない。原告の原告の父に対する扶養請求の金額を定める家事審判はなされておらず、原告の原

	<p>告の父に対する扶養請求権は未だ抽象的なものにとどまっており、原告が原告の父に対して具体的にいくら金額の支払を扶養義務の履行として請求できたか明らかではない。かかる抽象的な段階の扶養請求権を被保全債権として、債権者代位権を行使することは許されない (No.47)。</p>
--	--

4. 不当寄附勧誘防止法との関係の整理

不当寄附勧誘防止法（以下「法」ということもある。）の施行から2年程度しか経過していないこともあり、同法の規定を直接適用する裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。以下は、本件の分析業務の一環として、裁判例の事案の当時、不当寄附勧誘防止法が施行されているとしたら、同法が適用された可能性があると思われるものを整理した。

(1) 配慮義務違反（法3条）に該当する可能性があると思われるもの

法3条では、「法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない」旨が定められており、1号から3号まで法人等において配慮が必要とされる事項が列挙されている。

このうち、1号では「寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。」と定められているところ、不当寄附勧誘防止法施行以前から、1号が対象とするような個人の自由な意思の抑圧を考慮して、寄附又は献金等の勧誘行為の違法性を認めた裁判例が多数存在する（No.5、8、11-1、11-2、12、18-1、18-2、20-2、20-3、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、35、36、37、39、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、45、46）。他方、個人の自由な意思の抑圧を考慮しているものの、違法性を認めなかった裁判例も存在する（No.10、35）。具体的には、各献金の際の信者らによる献金勧誘行為の内容及び態様が特定できず、これによって殊更に不安に陥れるなどBの自由な意思決定が制約されていたとは認められないと判断した事例等である。

このうち、2号では「寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（略）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。」と定められているところ、不当寄附勧誘防止法施行以前から、借入をしなければ献金をするための資産がないような状況の下で、そのことを知りながら借入をして献金をするよう勧誘する行為等は、勧誘を受ける者の資産状況及び生活状況に照らして過大な支出をさせるものであることは明らかであって、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものといえ、違法であるとした事例がある（No.12）。

このうち、3号では「寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。」と定められているところ、不当寄附勧誘防止法施行以前から、

勧誘主体が、その正体を明らかにしないことを社会的相当性を判断するにあたって、きわめて重要な要素と述べた事例（No.18-1）、勧誘にあたって宗教の教義の概要を説明し、自由意思で帰依するか否かの選択をする機会を与えない伝道・教化活動を、方法において相当性を欠くものとした事例（No.27-2）がある。

(2) 禁止行為（法 4 条）に該当する可能性があると思われるもの

法 4 条では、「法人等は、寄附の勧誘をするに際し、次に掲げる行為をして寄附の勧誘を受ける個人を困惑させてはならない」旨が定められており、1 号から 6 号まで禁止行為が列挙されている。

このうち、1 号では、「当該法人等に対し、当該個人が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

2 号では、「当該法人等が当該寄附の勧誘をしている場所から当該個人が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該個人を退去させないこと。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

3 号では、「当該個人に対し、当該寄附について勧誘をすることを告げずに、当該個人が任意に退去することが困難な場所であることを知りながら、当該個人をその場所に同行し、その場所において当該寄附の勧誘をすること。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

4 号では、「当該個人が当該寄附の勧誘を受けている場所において、当該個人が当該寄附をするか否かについて相談を行うために電話その他の内閣府令で定める方法によって当該法人等以外の者と連絡する旨の意思を示したにもかかわらず、威迫する言動を交えて、当該個人が当該方法によって連絡することを妨げること。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

5 号では、「当該個人が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該寄附の勧誘を行う者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該個人に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該寄附をしなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。」と定められている。しかし、これに関連すると思われる裁

判例は、調査した限りでは見当たらなかった。

6号では、「当該個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げること。」と定められている。これに関連すると思われる裁判例としては、No.8、11-1、11-2、18-1、18-2、19-1、19-2、27-1、27-2、30、31-1、31-2、32-1、32-2、33、34-1、34-2、36、37が存在する。

(3) 配慮義務及び禁止行為のいずれにも該当しないと思われるが、違法性が認められているもの

配慮義務（法3条）にも禁止行為（法4条）にも直接は該当しない行為についての違法性を認めた裁判例もいくつか存在する。例えば、信者である被告らが、他者（父）の承諾を得ないまま、預金口座からお金を引き出して献金したことについて違法性を認めた事例（No.2）、信者に対して、献金によって夫を救い、夫の家系を救うことこそが信者としての使命であるとして、他者（夫）の財産を他者の意思に反してでも献金するように指示し、信者が他者の財産を、その者に内緒で献金したことについて違法性を認めた事例（No.19-1、19-2）などが存在している。

(4) 借入等による資金調達要求の禁止（法5条）に該当する可能性があると思われるもの

法5条は、「法人等は、寄附の勧誘をするに際し、寄附の勧誘を受ける個人に対し、借入れにより、又は次に掲げる財産を処分することにより、寄附をするための資金を調達することを要求してはならない。」旨を定めており、「次に掲げる財産」として、1号では「当該個人又はその配偶者若しくは親族が現に居住の用に供している建物又はその敷地」、2号では「現に当該個人が営む事業（その継続が当該個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持に欠くことのできないものに限る。）の用に供している土地若しくは土地の上に存する権利又は建物その他の減価償却資産（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第19号に規定する減価償却資産をいう。）であつて、当該事業の継続に欠くことのできないもの（前号に掲げるものを除く。）」が挙げられている。これに関連する裁判例としては、①原

告が鬱病であることを知りながら、マンションを売却して納めなければ原告の持病が治らないなどと述べ、原告の不安感を殊更に助長させて、マンションを売却して献金をするよう勧誘し献金させた行為、及び、②借入をしなければ献金をするための資産がないような状況の下で、そのことを知りながら銀行借入及びキャッシングをして献金するよう勧誘し献金させた行為について、いずれも勧誘を受ける者の資産状況及び生活状況に照らして過大な支出をさせるものであることは明らかであって、社会通念上相当と認められる範囲を逸脱したものといえ、違法であるとした裁判例がある（No.12）。

(5) 扶養義務等にかかる定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例（法 10 条）との関係

法 10 条は、法人等に寄附をした個人の扶養義務等にかかる定期金債権の債権者は、当該定期金債権のうち確定期限の到来していない部分を保全するため必要があるときは、当該個人である債務者に属する当該寄附に関する取消権や返還請求権等を行行使することができる旨を定めている。

この点、過去の裁判例では、扶養請求権を被保全債権として、債権者代位権によって被告に対する請求権を行行使するには、先だって扶養請求の金額を定める家事審判が必要であると判断されている（No.47）。もっとも、法 10 条は、扶養義務等にかかる定期金債権を保全するにあたっての家事審判の要否については、何ら特則を定めていない。

5. 有識者意見

貝阿彌誠弁護士（元東京地方裁判所所長）、内田貴東京大学名誉教授、林眞琴弁護士（元検事総長）に対し、裁判例一覧表及び論点整理表（本書）を閲覧してもらい、意見を伺った。以下は、同有識者3名からの裁判例一覧表及び論点整理表に関する意見である。

(1) 貝阿彌誠弁護士

ア 論点整理表・裁判例一覧表の内容及び令和6年7月11日最高裁判決について

- ・論点整理表、裁判例一覧表を拝見したが、令和6年7月11日の最高裁判決（以下「本判決」という。）が非常に重要であると認識している。本判決は、不当寄附勧誘防止法3条1号・2号を引用しており、同条の規定する配慮義務を前提とした上で、違法性の判断基準ないし判断枠組みについて判示している。判例タイムズ1526号67頁に簡単な解説があるが、そこでは、同条の内容は、従来の下級審の裁判例が暗黙のうちに認めてきた勧誘者の負うべき信義則上の注意義務を確認的に明文化したものであるとしている。すなわち、不当寄附勧誘防止法3条1号・2号については、従来から裁判官の根底にあった考え方といえる。この点を明確にした判例ということで、本判決は非常に重要と考えている。今後、少なくとも不当寄附勧誘が問題となる裁判の場では、本判決が示した違法性判断の基準ないし枠組みを指針として判断していくことになると思う。
- ・本判決は、具体的なあてはめの段階では、諸事情を「多角的な観点から検討」、「総合的に考慮」すべきことの重要性を指摘している。もっとも、このような最終的な考えのみに焦点を当ててしまうと、感覚論になりかねない。どういう観点から、どのように不当寄附勧誘の違法性を整理していくのか、については下級審の裁判官がこれから検討をしていくことになるであろう。

イ 不当寄附勧誘防止法との関係について

(ア) 不当寄附勧誘防止法4条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法4条の1号から4号までについては、今回の調査では、関連すると思われる裁判例は見当たらなかったとのことだが、これは裁判例としては問題になっていないだけであり、実際の行為としては考えられうる類型である。類型設定に問題があるわけではない

と思われる。

(イ) 不当寄附勧誘防止法 6 条、7 条及び 8 条との関係について

- ・ 今後 2 年くらい経てば、不当寄附勧誘防止法 8 条に関する寄附の意思表示の取消しを判断した裁判例も出てくる可能性はある。
- ・ 他方、同法 6 条及び 7 条は要件が厳しいので、今後も事例の蓄積がないかもしれない。個人的には、もう少しこれらの要件を緩和した規定にしてもよいものとする。例えば、同法 7 条では、勧告、措置命令、公表のほか、1 項で報告徴求についても規定されている。特に、報告徴求については適用範囲を広めてもよいと考えている。

(ウ) 不当寄附勧誘防止法 10 条との関係について

- ・ 不当寄附勧誘防止法 10 条は、扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使について、確定期限の到来は必要ないものとしているが、その前提として、債権者代位の被保全債権は具体的な権利内容が確定していなければならないのは当然のことであり、扶養義務等に係る定期金債権についていえば、家事審判等によりその具体的な権利内容が確定していなければならない。不当寄附勧誘防止法は、その点についてまで例外を設けたわけではなく、あくまで弁済期に関する例外を設けたものと整理すべきである。

(2) 内田貴名誉教授

ア 論点整理表・裁判例一覧表の内容について

- ・ 論点整理表・裁判例一覧表を拝見したが、不当寄附勧誘防止法が、従前の寄附勧誘の裁判例に影響を与えたかどうか又は与えるかどうかはまだわからないというのが結論であろうと思う。
- ・ 寄附の勧誘行為が違法とされた場合でも、それが単なる取引行為であったのか、一般的な寄附であったのか、寄附の中でも宗教団体への寄附であったのかそれ以外の団体への寄附であったのか、といった諸事情が影響している可能性があり、今後の裁判例の蓄積が待たれる。
- ・ 本件調査は、今後も裁判例が蓄積していくなかで、その内容を分析するための基礎をつくるという点で有益である。今回の論点整理表や裁判例一覧表は、過去の裁判例をもとに整理した論点をカバーするものであるが、今後、不当寄附勧誘防止法を適用した裁判例が出てくれば、それを踏まえて追加的に論点を整理していくと有益なものとなると思われる。
- ・ 裁判例一覧表では団体名が伏せ字になっているが、伏せ字での整理でよいかという点は疑問である。過去の裁判例についても、同じ宗教団

体がどの事件でどのように関与しているのか、何件登場するのか、というのが現在の裁判例一覧表や論点整理表からはわからない。憲法では裁判の公開が定められているのであるから、今回の裁判例一覧表や論点整理表において、そこを隠す必要があるのか疑問がある。民事判決のオープンデータ化の法案が今国会で審議される予定であるが、そこでも、個人名は隠すが団体名は隠さないという方向になっている。今回のような国が行なう調査業務においては、個人的には、宗教名や宗派、団体名を隠す必要はないと思う。

イ 令和6年7月11日の最高裁判決について

- ・令和6年7月11日の最高裁判決（以下「本判決」という。）は、最高裁判所が判断基準を示して第1審、第2審の判断を覆したものであり、その意味合いは大きく、今後は本判決がベースになって不当寄附勧誘の違法性が判断されると思われる。しかし、本判決は、慎重に評価すべきである。
- ・まず、本判決の射程は特に明記されていないわけではないが、特定の宗教団体に関する事案であったことが判断に影響したのではないかとも思われる。本判決の第1審及び第2審では行為そのものに注目していたが、もし、それを覆した最高裁の寄附勧誘の違法性の判断において、行為主体の「いかがわしさ」という要素が入っているとしたら、危うさを感じる。今回の団体はともかくとして、一般論として、とりわけ宗教団体の「いかがわしさ」は歴史的に変化しうるものである。このため、本判決の射程は慎重に評価する必要がある。
- ・また、宗教団体ではない団体への寄附、例えば、大学法人などへの寄附については、考慮要素や判断が変わり得るのか、実際にどのように適用されるのか、などについては、今後の裁判例の動向を注視する必要がある。

ウ 不当寄附勧誘防止法との関係について

(ア) 不当寄附勧誘防止法4条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法4条の禁止行為は、消費者契約法にならった規定であると理解している。キーワードは「困惑」であるが、「困惑」を認定できる事案がどれだけあるだろうかと考えると、宗教団体の場合にはとても微妙であると感じている。というのも、寄附の時点では、本人は寄附が正当なものであると信じているはずなので、困惑しているとは言いがたいからである。例えば、本判決では、不起訴合意を公序良俗違反としているが、同判決でも、合意時点の「困惑」を認定できるかといわれるとかなり微妙ではないかと思われる。本判決の第1審

及び第2審のように、「困惑」は認定できないとする方が通常の実事認定だろう。そのため、不当寄附勧誘防止法4条や同法8条が適用される場面はかなり限定的になるのではないかと考えられる。もっとも、不当寄附勧誘防止法4条は、同法7条の行政介入の根拠となっており、行政介入を認めているという点では、意味がある規定である。

- ・論点整理表によれば、特に、不当寄附勧誘防止法4条6号の類型に、関連する裁判例が見出すことができたとのことである。同法4条6号については消費者契約で問題となったので事例があるのだと理解している。霊感商法の寄附の場面では、6号が問題になりうるということはあると思われるので、論点整理表を拝見する限り、6号の有用性は認められる。
- ・同法4条と関連するが、論点整理表で使用者責任が肯定された事例では、勧誘行為者に故意による不法行為が認められることを前提として使用者責任が認定されているものと理解している。しかし、宗教団体の寄附勧誘の場面においては、勧誘行為者は、純粋に信仰心から活動している場合もあるので、そのような場合にまで、既存の使用者責任の要件を適用して使用者の不法行為責任が問えるかは疑問である。

(イ) 不当寄附勧誘防止法3条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法3条の配慮義務の規定は、非常に広汎であり、一般的な道義的義務としてはもっともだが、法的義務としては、逐条解説でも、「本条が規定する配慮義務も考慮して法人等が信義則上の注意義務を負うとして、注意義務違反が不法行為を構成すると判断されることはあり得る」として、信義則をかませている。配慮義務違反が信義則に反するほど重大な場合に不法行為責任が生ずる、という意味で民事法的効果がある。そして、本判決でも、同条が規定するような事項を考慮して不法行為を認定しているものと思われる。
- ・もっとも、同条の主体が限定されていないので、寄附を募る団体は様々であり、団体としては極めて慎重な対応が求められることになったと理解している。通常個人から高額な寄附を受ける場合に、どうしたら配慮義務を充たすことになるのか、慎重な判断を要する。この規定が濫用されないように注意すべきである。
- ・一般に、寄附の金額の大きさは、その寄附に対する寄附者の思いの強さ（信仰心等）を示すバロメーターとなっている。宗教における寄附の場面でも、勧誘行為者自身もその寄附が崇高な信仰心の表れだと思っているかもしれず、その場合はそもそも勧誘行為の違法性を認識していないと思われる。不当寄附勧誘防止法3条の配慮義務の主体は信者ではなく法人等であるが、個々の勧誘行為者について配慮義務違反を主観的に認定できるかどうかは問題となりうる。

- ・不当寄附勧誘防止法 4 条でも述べたとおり、同法 3 条においても、同法 6 条により行政介入を認めているという点では、意味がある規定である。

(ウ) 不当寄附勧誘防止法 5 条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法 5 条は、寄附の前提として借金や不動産の売却等を要求することを規制するものであるが、寄附の原資をどのように調達するかは、本来は、その人の自由であるべきものではなく、それを規制するのは「余計なおせっかい」ともいえる。同条の規定の適用について、カルト的な団体が行った等の前提がなければ正当化できないのではないかとと思われる。

(エ) 不当寄附勧誘防止法 10 条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法 10 条については、家事審判において権利が明確にならなければ利用できないため、そうだとすれば有効に機能しないのではないかとと思われる。また、債権者代位権を使うと、返還請求権が被保全債権の額に制約されるという問題もある。さらに、不動産の寄附を取り消すと、被保全債権が少額であっても不動産取引を取り消すことができることになって、効果が過大であるため、同法 10 条の「寄附」は「金銭の給付を内容とするものに限る」と限定したものと理解している。
- ・しかし、家族を救済するための規定を設けたいのであれば、それが実現できるように制度設計すべきで、そのためには直接請求権の規定をおけばよいのではないか。将来の扶養義務等に係る請求権を保全するため、寄附の全てを取り消すことができ、また、本人が再度寄附しようとするのであれば、それにも対処できるといった内容の規定を個別に設けることが、救済の趣旨には合致するように思われる。同法 10 条は、もともと合理性に疑義が生じていた債権者代位権制度に引きずられ過ぎている感がある。
- ・現状の同法 10 条の規定を前提にした場合には、将来、成人するまでの扶養義務に係る債権を現在の価値に引き直して計算するのか、取引自体を取り消すことができるのか、不明確である。本条の制度目的に即した制度にした方がよいのではないかとと思われる。

エ 今後について

- ・全体を通して、本人が本当に自分の意思で寄附をしていたら、その勧誘行為を不法行為とすることはハードルが高いと感じている。今後の

裁判例の動向を注視していく必要があると思う。もっとも、事例がそう頻発するわけではないので、分析のタイミングについて2年で見直しというのは早すぎるように思える。個人的には10年程度の間隔で、実際に出てきた裁判例を対象に内容を検討することが有益であると考えている。

- ・ 不当寄附勧誘防止法の最大の意義は、行政介入の根拠を作ったことにあると考えている。行政事例があることで裁判例には表れない隠れた事例が見えてくることもあるので、引き続き運用を見守っていく必要がある。

(3) 林眞琴弁護士

ア 令和6年7月11日最高裁判決について

- ・ 宗教団体の献金については様々な下級審が存在しており、それぞれ上告受理申立てがなされたものも相応にあったものと推察されるが、令和6年7月11日の最高裁判決（以下「本判決」という。）まで上告が受理されたものはなかった。
- ・ 本判決の原審の判決日である令和4年7月7日だが、同日は、安倍元首相が殺害された事件発生日の前日である。原審判決に対する上告受理申立てを受けて審理していた期間は、報道で統一協会の問題性が議論されていた。本判決は、事案の内容としては、これまでの下級審の事案と同様だと思われるが、それにもかかわらず、上告受理されたのは、上記事件後の宗教団体に対する問題意識の高まりがあったことも一因にあったように思われる。
- ・ 本判決では、宗教団体への献金について、「寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであること」を指摘している。また、「寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によっては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態でされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があること」を挙げている。そして、宗教団体等の勧誘行為にあたっては、「害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないこと」のみならず、「寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること」（不当寄附勧誘防止法3条1号参照）や「献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること」（不当寄附勧誘防止法3条2号参照）についても十分配慮するように、不当寄附勧誘防止法の条文を引用するかたちで見解を述べている。この部分は、献金をしないことによる害悪の告知がない場合であっても、それ以外の要素によ

って自由な意思の抑圧が認められれば、社会的相当性は逸脱しうることを想定した部分であると考えられる。

- その上で、本判決の判断基準は、勧誘の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱すると認められる場合の判断にあたっては、「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角的な観点から検討することが求められるというべきである」としている。
- この「勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみならず」というのは、勧誘の言辞態様がそれほど違法性のあるものでなかったとしても、関わりや社会生活状況によっては社会通念上相当な範囲を逸脱する可能性があること明示した点で意義がある。すなわち、下級審では、勧誘の文言や態様に不当性を見出して違法性を認めるという傾向にあったところ、本判決は、勧誘文言や態様の不当性が弱いだけでは違法性を否定しないことを明確化したといえる。
- 実際の問題としても、勧誘文言の事実認定は、双方の証言によることが通常と考えられるところ、実務上、過去の具体的な言動についての事実認定が困難な場合も多いと思われる。そのため、本判決によって、勧誘行為の違法性が認容される範囲が実質的に拡張されたとも考えることもできる。
- 過去の裁判例では、勧誘行為に対する不法行為の請求が否定されたもの、一部しか認容されなかったものも存在するが、その中には、本判決が示した考え方に基づく認定・評価によれば、認容されたもの、一部認容されたものもあったのではないかと思われる。
- 以上を踏まえれば、本判決は、令和4年7月7日の安倍元首相殺害事件を契機として、上告を受理し、宗教団体による勧誘行為の違法性についての判断基準を明確化し、不法行為の違法性を実質的に拡張したという点で意義は大きい。
- もっとも、本判決は、不当寄附勧誘防止法の条文の解釈を示したものではない。不法行為の成否は、そもそも個々の事情に応じて個別具体的に判断する必要がある。重要なのは、宗教団体による不当寄附勧誘という形態の判断においては、本判決は非常に大きな影響力を持つという点である。
- たとえば、本判決は、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであること（利益の片面性）と寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることについて着目して、理由付けを行っている。この着目点からしても、本判決は、あくまで宗教団体との関係で問題になる基準であるように思われる。

イ 不当寄附勧誘防止法との関係について

(ア) 不当寄附勧誘防止法 3 条、4 条、8 条との関係について

- ・本判決が出た背景には、宗教団体の献金獲得手法についての社会問題が議論されている状況の中で、不当寄附勧誘防止法が制定されたことも影響していると考えられる。
- ・不当寄附勧誘防止法 3 条 1 号や 2 号は本判決でも引用されているが、それぞれが独立して規定されており、一方だけの配慮義務違反があったとしても、不法行為上の違法を認め得る関係性になっていることは重要な意義を有する。
- ・本判決は、本判決で問題となった寄附勧誘行為が行われた当時は、不当寄附勧誘防止法は存在しなかったにもかかわらず、判決の中であえて不当寄附勧誘防止法を引用していることからしても、本判決において、不当寄附勧誘防止法が寄附勧誘行為の違法性を認める範囲の拡張を事実上後押した可能性はある。
- ・本判決は、寄附を行った側が一方的に利益を生むという片面性と心理的な影響の 2 点を指摘している。そのことを踏まえれば、現状の禁止行為（不当寄附勧誘防止法 4 条）として禁止されているものは宗教団体としては謙抑的すぎるという見方もできないわけではない。他方、不当寄附勧誘防止法は、宗教団体だけではなく法人一般が対象になるため、禁止行為を類型的に拡張することも難しいと思われる。そのため、政府において、宗教団体の寄附の特殊性に鑑みて更なる規制が必要と考えるのであれば、宗教団体について禁止行為を拡張する立法の方向性になると思う。
- ・そのほか、不当寄附勧誘防止法 3 条、4 条、8 条について、追加の意見はない。

(イ) 不当寄附勧誘防止法 10 条との関係について

- ・不当寄附勧誘防止法 10 条について、債権者代位において、家事審判法で定期金債権が確定しないといけないのは当然である。不当寄附勧誘防止法は、債権者代位の規定を無制限に広げたわけではないと思う。

ウ 刑事の視点について

- 宗教団体に対して刑事罰を科す犯罪について捜査をして起訴をするということは、信教の自由などの関係でハードルが高い。
- 不当寄附勧誘防止法においても、刑事罰を科すという観点では本判決による法律的な意味での影響はないと思う。刑事は、害悪の告知のような外形的なものが構成要件であるため、害悪の告知がない場合であっても、全体として違法性が認められるという判断は、刑事罰では難しいと思われる。
- もっとも、世の中のあらゆる事象に刑事罰を科す必要は全くない。刑事の出発点は謙抑的である必要がある。そのため、現時点で違法性が高いと思われる行為が存在しているものの、法律がないために摘発できないという事態があるのであれば、不当寄附勧誘防止法の拡張や新たな法律の立法を考える必要があるが、現時点では既存の刑事罰の中で対応できており、新たな刑事罰を立法しないと抑え込めないという寄附勧誘の事情・事例があるかといえば、ないと思われる。そのため、本判決が出たことで民法上の不法行為の違法性が拡大したといえるものの、あえて刑事罰を拡張・新設する必要はないと考える。
- 不当寄附勧誘防止法 16 条に定める罰則では、間接罰しか設けられていない。この点、たとえば、新たに直罰規定を作ったとしても、配慮義務の内容は認定が難しいため、捜査機関が全く機能しないと思う。
- 以上を踏まえれば、不当寄附勧誘防止法の規定内容は適切であると思う。現状の規定内容から追加で直罰規定を増やすというのは、一見、厳格化したように見えるが、実際は捜査機関が機能しないことになるとと思われる。

以上